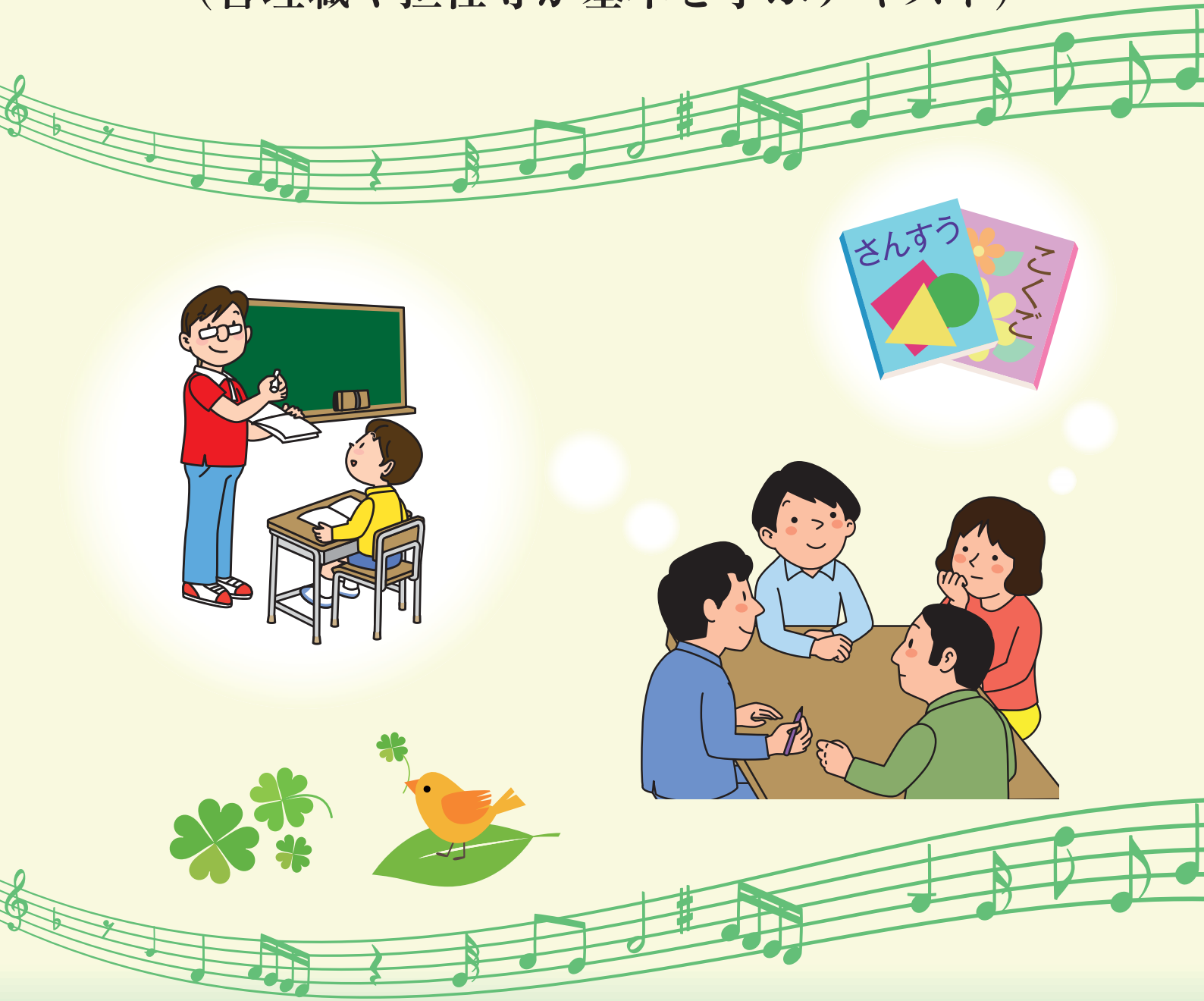


特別支援学級等担当者の 指導用テキスト

(管理職や担任等が基本を学ぶテキスト)



富山県教育委員会

は じ め に

本県では、近年、小・中学校の特別支援学級や通級指導教室で指導を受ける児童生徒が年々増加していることから、一人一人の障害の状態に応じた適切な教育課程の下、より一層、指導や支援の充実を図ることが求められています。

また、「障害者差別解消法」や「障害のある人の人権を尊重し県民皆がいきいきと輝く富山県づくり条例」の平成28年4月1日施行に伴い、一人一人の教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供が義務づけられることとなりました。

そのため、県教育委員会としては、特別支援学級や通級指導教室を担当する教員一人一人の専門性の向上を図ることはもとより、特別支援学級等の教育課程や指導・支援について、各市町村教育委員会並びに、学校を支えることが大切であると考えています。

こうしたことから、本年度、特別支援教育プロジェクト事業を実施し、その中で全ての教員が特別支援教育に関する一定の知識・技能を習得することができるよう教員研修の拡充を図るとともに、各種研修会のテキストとしたり、学校をはじめとする関係機関等で活用したりするため、特別支援教育を学ぶ研修テキスト及び理解啓発資料等の作成・配布を行うこととしました。

本テキストは、特別支援学級や通級指導教室を担当する教員や管理職の方々が特別支援教育に関する基礎を学ぶ事ができるよう作成しました。

各小・中学校をはじめ関係機関においては、特別支援学級や通級指導教室の運営や、障害のある児童生徒に対して、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行われるよう本テキストを積極的に活用していただければ幸いです。

平成 28 年 3 月

富山県教育委員会

県立学校課長 荒 木 義 雄

特別支援学校・特別支援学級・通級による指導の対象となる障害の種類及び程度

学校等 障害の種類	特別支援学校	小・中学校	
		特別支援学級	通級による指導
視覚障害者	両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	(弱視者) 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	(弱視者) 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	(難聴者) 補聴器等の使用によっても通常の話を解することが困難な程度のもの	(難聴者) 補聴器等の使用によっても通常の話を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
知的障害者	・知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの ・知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも	_____
肢体不自由者	・肢体不自由の状態が補装具によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの ・肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも	肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
病弱・身体虚弱者	・慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの ・身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	・慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの ・身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの	病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度もの
言語障害者	_____	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のあるもの、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のあるもの、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがあるもの、その他これに準ずるもの（これらの障害が主として他の障害に起因するものでないものに限る）で、その程度が著しいもの	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のあるもの、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のあるもの、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがあるもの、その他これに準ずるもの（これらの障害が主として他の障害に起因するものでないものに限る）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
自閉症者	_____	・自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも ・主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
情緒障害者	_____		主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
学習障害者	_____	_____	全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のも
注意欠陥多動性障害者	_____	_____	年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のも

根拠となる法令及び通知：・学校教育法第 7 2 条、第 8 1 条 ・学校教育法施行令第 22 条の 3 ・学校教育法施行規則第 140 条、第 141 条

・ 25 文科初第 756 号通知

※上記根拠法令及び通達をもとに県教育委員会で表にしたもの

特別支援学級等担当者の指導用テキスト

(管理職や担任等が基本を学ぶテキスト)

— 目 次 —

はじめに

I 特別支援教育

- 1 特別支援教育とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 障害のある子供の多様な学びの場・・・・・・・・・・ 2
- 3 合理的配慮と基礎的環境整備・・・・・・・・・・ 3

II 特別支援学級

- 1 特別支援学級の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 障害種別の特別支援学級
 - (1) 知的障害特別支援学級・・・・・・・・・・ 7
 - (2) 肢体不自由特別支援学級・・・・・・・・・・ 11
 - (3) 病弱・身体虚弱特別支援学級・・・・・・・・・・ 13
 - (4) 弱視特別支援学級・・・・・・・・・・ 15
 - (5) 難聴特別支援学級・・・・・・・・・・ 17
 - (6) 言語障害特別支援学級・・・・・・・・・・ 19
 - (7) 自閉症・情緒障害特別支援学級・・・・・・・・・・ 21
- 3 特別支援学級の教育課程
 - (1) 特別支援学級の教育課程編成・・・・・・・・・・ 23
 - (2) 特別支援学級の教育課程編成Q & A・・・・・・・・・・ 24
 - (3) 特別支援学校（知的障害）の教育課程・指導計画の特色・・・・・・・・・・ 27
- 4 特別支援学級の教科書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 5 特別支援学級への就学・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 6 県教育委員会への提出書類
 - (1) 特別支援学級の開級・閉級・・・・・・・・・・ 34
 - (2) 特別支援学級の実態調査・・・・・・・・・・ 38
 - (3) 中学校特別支援学級在籍生徒及び通級による指導を受けていた
生徒の進路状況調査・・・・・・・・・・ 43

Ⅲ 通級による指導

1	通級による指導の概要	44
2	障害種別の通級による指導	
(1)	通級による指導(言語障害)	46
(2)	通級による指導(自閉症)	49
(3)	通級による指導(情緒障害)	51
(4)	通級による指導(弱視)	53
(5)	通級による指導(難聴)	55
(6)	通級による指導(学習障害)	57
(7)	通級による指導(注意欠陥多動性障害)	60
3	通級による指導の教育課程	
(1)	通級による指導の教育課程編成	62
(2)	他校通級を行う場合の教育課程	62
(3)	自立活動とは	62
4	指導計画及び指導要録等	64
(1)	個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成	
(2)	指導要録の記載	
5	通級指導教室の運営	65
(1)	通級による指導の基本方針	
(2)	通常の学級との連携	
(3)	学校経営における「通級指導教室」の位置付け	
(4)	通級による指導を受けることによって通常の学級での授業が受けられない場合の対応	
6	通級担当指導教員	67
(1)	担当教員の専門性	
(2)	担当教員の免許状所有	
(3)	担当教員の研修	
(4)	担当する障害種別	
7	通級による指導が必要な子供であるかどうかの判断	69
8	特別支援学校における通級による指導	70
9	通級による指導に関するQ & A	72
10	県教育委員会への提出資料	
(1)	通級指導教室の開設・閉鎖	76
(2)	通級指導教室の実態調査	83
(3)	中学校特別支援学級在籍生及び通級の進路状況調査	83
(4)	特別支援教育に関する調査	83

I 特別支援教育

I 特別支援教育

1 特別支援教育とは

障害のある子供たちが自立し、社会参加するために必要な力を培うため、子供一人一人の教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

特別支援学校のみならず、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の通常の学級に在籍する発達障害のある子供を含めて、障害により特別な支援を必要とする子供たちが在籍する全ての学校において実施されるものです。

障害のある子供たちへの教育にとどまらず、多様な個人が能力を発揮しつつ、自立して共に社会に参加し、支え合う「共生社会」の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っています。

※ 平成 19 年 4 月に施行された改正学校教育法により、全ての学校において特別支援教育を推進することが法律上も明確に規定されました。

＜共生社会の形成に向けて＞

「障害者の権利に関する条約（H26. 1. 20 批准）」に基づく「インクルーシブ教育システム」の理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があります。

インクルーシブ教育システムとは

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に、効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学び教育を受ける仕組みであり、

- ①障害のある者が一般的な教育制度から除外されないこと、
- ②自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、
- ③個人に必要な合理的配慮が提供されること等が必要とされています。

障害者の権利に関する条約第 24 条

2 障害のある子供の多様な学びの場

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子供に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要とされています。

基本的な方向性としては、障害のある子供と障害のない子供が、できるだけ同じ場で共に学ぶとことを目指すべきです。その場合には、それぞれの子供が、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要です。

<通常の学級>

- ・少人数指導や習熟度別指導などによる指導も行います。
- ・スタディ・メイト等の支援員がつく場合もあります。

<通級による指導>

- ・通常の学級に在籍し、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態に応じた特別な指導を、週1～8単位時間特別な教育の場（通級指導教室）で行います。
- ・対象は、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等です。知的障害は、対象ではありません。
富山県では、弱視と難聴に対する通級による指導は、特別支援学校で行っています。

<特別支援学級>

- ・障害の種別ごとの少人数学級で、障害のある子供一人一人に応じた教育を行います。
- ・対象は、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症、情緒障害です。学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（ADHD）は、対象ではありません。

<特別支援学校>

- ・障害の程度が比較的重い子供を対象として、専門性の高い教育を行う学校です。
- ・幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ幼稚部・小学部・中学部・高等部で行います。
- ・対象となる障害の種類や程度は、「学校教育法施行令第22条の3」に示されており、対象は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱です。これらの障害のない、自閉症や情緒障害、その他の発達障害等は、特別支援学校の対象ではありません。
- ・障害のため通学して教育を受けることが困難な子供に対して、教員を家庭、施設、病院などに派遣する指導（訪問教育）も行っています。

3 合理的配慮と基礎的環境整備

<合理的配慮>

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための

- ① 必要かつ適当な変更及び調整であって、
- ② 特定の場合において必要とされるものであり、
- ③ かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

障害者の権利に関する条約第2条（定義）

合理的配慮とは、障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があったときに、過重な負担とならない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮を行うことをいいます。例えば、車いすの人が乗り物に乗るときに手助けをすることや、障害のある人の特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）で対応することなどが挙げられます。社会的障壁とは、日常生活や社会生活を送る上で障壁（バリア）となるべきものの全てを指します。例えば、社会における事物（通行利用しにくい施設、設備等）、制度（利用しにくい制度等）、慣行（障害のある人の存在を意識していない慣習、文化等）、観念（障害のある人への偏見等）、等です。

合理的配慮は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、その検討の前提として、各学校の設置者及び学校は、興味・関心、学習上又は生活上の困難、健康状態等の該当の子供の状態把握を行う必要があります。これを踏まえて、設置者及び学校と本人及び保護者により、個別の教育支援計画を作成する中で、発達の段階を考慮しつつ、合理的配慮の観点を踏まえ、可能な限り、合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましいのです。その内容は、個別の教育支援計画に明記するとともに、個別の指導計画においても活用されることが期待されます。

<基礎的環境整備>

平成24年7月23日中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（報告）では、「基礎的環境整備」について、以下のように示されています。

障害のある子供に対する支援については、法令に基づき、又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子供に対し、その状況に応じて「合理的配慮」を提供する。

基礎的環境整備については、合理的配慮と同様に体制面・財政面を勘案し、均衡を失した又は過度の負担を課さないよう留意する必要があります。また、合理的配慮は、基

礎的環境整備を基に、個別に決定されるものであり、それぞれの学校における基礎的環境整備の状況により、提供される合理的配慮は異なることとなります。

＜合理的配慮・基礎的環境整備の観点＞

合理的配慮については、個別の状況に応じて提供されるものであり、これを具体的かつ網羅的に記述することは困難であることから、中央教育審議会初等中等教育分科会報告においては、合理的配慮を提供するに当たっての観点を①教育内容・方法、②支援体制、③施設・設備について類型化した整理が試みられています。

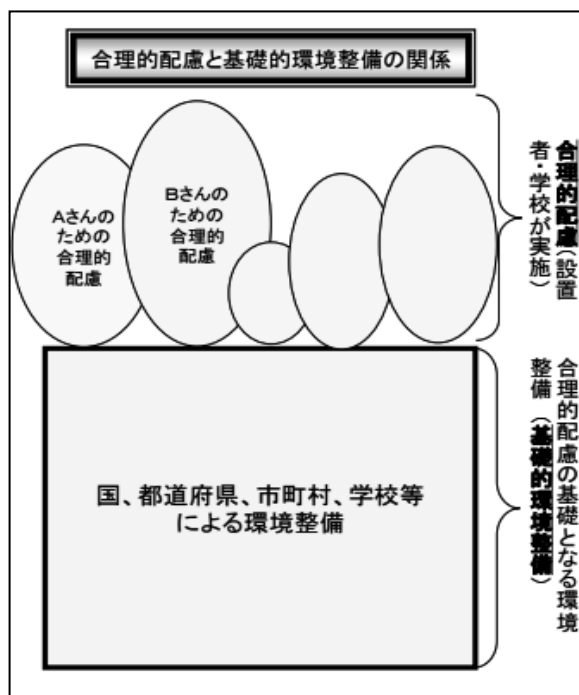
【学校における合理的配慮の観点】（3 観点 11 項目）

- ① 教育内容・方法
 - 1 教育内容
 - ・学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
 - ・学習内容の変更・調整
 - 2 教育方法
 - ・情報・コミュニケーション及び教材の配慮
 - ・学習機会や体験の確保
 - ・心理面・健康面の配慮
- ② 支援体制
 - 1 専門性のある指導体制の整備
 - 2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
 - 3 災害時等の支援体制の整備
- ③ 施設・設備
 - 1 校内環境のバリアフリー化
 - 2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
 - 3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

【基礎的環境整備の観点】（8 観点）

- ① ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- ② 専門性のある指導体制の確保
- ③ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
- ④ 教材の確保
- ⑤ 施設・設備の整備
- ⑥ 専門性のある教員、支援員等の人的配置
- ⑦ 個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
- ⑧ 交流及び共同学習の推進

合理的配慮の実践事例については独立法人国立特別支援教育総合研究所のホームページにインクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクル DB）が公開されています。



Ⅱ 特別支援学級

Ⅱ 特別支援学級

1 特別支援学級の概要

(1) 特別支援学級とは

特別支援学級とは、特別支援学校に比べ障害の程度が軽く、しかも通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な児童生徒を対象とし、必要に応じて設けられる学級です。小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数学級（8人を上限）で、障害のある子供一人一人に応じた教育を行います。

(2) 特別支援学級の障害の種類

特別支援学級には、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の特別支援学級があります。病弱・身体虚弱の特別支援学級には、小・中学校内に設置される学級と、病院などに入院中の子供のために近隣の小・中学校を本校とし、病院内に設置される学級（いわゆる院内学級）があります。

(3) 特別支援学級の学級編制

特別支援学級は、障害の種別ごとに設置されます。

特別支援学級では、子供たち一人一人の実態に応じたきめ細かな指導を行うため、少人数で学級が編制されます。

学級編制の標準は8名です。また、複数の学年の児童生徒で編制されます。

(4) 特別支援学級の対象者

特別支援学級の障害の種類及び程度は、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号）で示されています。

ア 知的障害者

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの

イ 肢体不自由者

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの

ウ 病弱者及び身体虚弱者

- 一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの
- 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの

カ 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る）で、その程度が著しいもの

キ 自閉症・情緒障害者

- 一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの
- 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの

2 障害種別の特別支援学級

(1) 知的障害特別支援学級

① 知的障害とは

知的障害とは、一般に、同年齢の子供と比べて、認知や言語などにかかわる知的機能が著しく劣り、他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについての適応能力も不十分であるので、特別な支援や配慮が必要な状態とされています。また、その状態は、環境的・社会的条件で変わり得る可能性があるといわれています。

② 知的障害特別支援学級の対象

知的障害特別支援学級は、その年齢段階に標準的に要求される機能に比較して、他人との日常生活に使われる言葉を活用しての会話はほぼ可能ですが、抽象的な概念を使った会話などになると、その理解が困難な程度の者で、家庭生活や学校生活におけるその年齢段階に標準的に求められる食事、衣服の着脱、排泄、簡単な片付け、身の回りの道具の活用などにほとんど支障のない程度の子供を主な対象としています。

例えば、日常会話の中で、晴れや雨などの天気の状態について分かるようになっても、「明日の天気」などのように時間の概念が入ると理解できなかったり、比較的短い文章であっても、全体的な内容を理解し短くまとめて話すことなどが困難であったりする子供たちです。

対象となる障害の程度は以下のように示されています。

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも

- ・「知的発達の遅滞があり」ということは、認知や言語などにかかわる知的機能の発達に遅れがあるという意味です。つまり、精神機能のうち、情緒面とは区別される知的面に、同年齢の子供と比較して平均的水準より遅れがあるということです。
- ・「他人との意思疎通」については、知的機能の発達に遅れがあることを前提に、「他人との意思疎通が困難で」あることを示しています。
- ・「他人との意思疎通に軽度の困難」とは、特別な配慮なしに、その年齢段階に標準的に要求されるコミュニケーション能力が身に付いていないため、一般的な会話をする際に話された内容を理解することや自分の意思を伝えることが困難であり、他人とのコミュニケーションに支障がある状態を示します。知的障害における意思疎通の困難さは、知的機能の遅滞により、相手から発信された情報が理解できず、的確な対応ができないために、人とのコミュニケーションが十分に図れないことをいいます。

- ・「日常生活を営むのに一部援助が必要」とは、一定の動作、行為の意味、目的、必要性を理解できず、その年齢段階に標準的に要求される日常生活上の行為に一部援助が必要な程度のことをいいます。
- ・「社会生活への適応が困難」とは、例えば、低年齢では、他人とかかわって遊ぶ、自分から他人に働きかける、友達関係をつくる、簡単な決まりを守って行動する、身近な危険を察知して回避する、身近な日常生活における行動（身辺処理など）が難しいことなどが考えられます。年齢が高まるにつれても、社会的なルールに沿った行動をしたり、他人と適切にかかわりながら生活や仕事をしたり、自己の役割を知り責任をもって取り組んだりすることがやや難しいことが考えられます。また、自信を失うなどの理由から潜在的な学習能力を十分に発揮することが難しい状態も考えられます。

③ 知的障害特別支援学級での指導

知的障害特別支援学級においては、特別な教育課程を編成した上で、小集団により学習環境を整備し、通常の学級に在籍する子供との交流及び共同学習を適切に進めたり、個別対応による指導を行ったりします。これらにより、子供の教育上必要な指導内容を提供し、学校生活が充実するようにします。

知的障害特別支援学級の教育課程は、原則として小学校及び中学校の学習指導要領に基づく諸規定が適用されますが、子供の障害の状態等から、特別支援学校（知的障害）の学習指導要領を参考として、その内容を取り入れるなど、特別の教育課程を編成することが認められています。したがって、教育課程編成や指導法は、特別支援学校の場合と共通することも多くあります。

小学校の知的障害特別支援学級では、心身の諸機能の調和的発達、基本的生活習慣の確立、日常生活に必要な基礎的な知識、技能及び態度の習得、集団生活への参加と社会生活の理解などを目標としています。

中学校の知的障害特別支援学級では、小学校における目標を十分に達成するとともに、日常の経済生活についての関心を深め、将来の職業生活や家庭生活に必要な知識、技能及び態度を身に付けることなどを目標としています。

知的障害特別支援学級においても、教科別の指導のほか、各教科等を合わせた指導を取り入れています。また、知的障害による学習上又は生活上の困難を克服するため「自立活動」において、全般的な知的発達の程度や適応行動の状態に比較して、言語、運動、情緒、行動等の特定の分野の顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な状態に対応する指導を行います。

知的障害のある子供の学習上の特性としては、習得した知識や技能が偏ったり、断片的になりやすかったりすることがあります。そのため、習得した知識や技能が実際の生活には応用されにくい傾向があり、また、抽象的な指導内容よりは、実際の・具体的な内容が習得されやすい傾向があります。

このような特性から、次のような教育的対応を基本とすることが重要です。

- ・ 子供が、自ら見通しをもって行動できるよう、日課や学習環境などを分かりやすくし、規則的でまとまりのある学校生活が送れるようにします。
- ・ 望ましい社会参加を目指し、日常生活や社会生活に必要な技能や習慣が身に付くよう指導します。
- ・ 生活に結び付いた具体的な活動を学習活動の中心に据え、実際的な状況下で指導します。
- ・ 生活の課題に沿った多様な生活経験を通して、日々の生活の質が高まるよう指導します。
- ・ できる限り子供の成功経験を豊富にするとともに、自発的・自主的な活動を大切に、主体的活動を促すよう指導します。
- ・ 子供一人一人の発達の不均衡な面や情緒の不安定さなどの課題に応じた指導を徹底します。

これらの対応は、全ての子供への対応で留意すべきことと言えますが、知的障害のある子供に対してはその際の指導を丁寧に繰り返し行うことが必要です。

④ 知的障害特別支援学級の学習環境の整備

知的障害の子供が自主的に移動できるよう、動線や目的の場所が視覚的に理解できるようにするなどの校内環境の整備を行います。また、危険性を予知できないことによる高所からの落下やけが等が見られることから、安全性を確保した校内環境の整備が必要です。さらに、必要に応じて、生活体験を主とした活動ができる場があるとよいです。

知的発達の遅れに応じた分かりやすい指示や教材・教具を提供することが大切です。（文字の拡大や読み仮名の付加、話し方の工夫、文の長さの調整、具体的な用語の使用、動作化や視覚化の活用、数量等の理解を促すための絵カードや文字カード、数え棒、パソコンの活用 等）

また、学習活動が円滑に進むように、図や写真を活用した日課表や活動予定表等を活用し、自主的に判断し見通しをもって活動できるように指導を行います。

⑤ 知的障害特別支援学級の教科書

知的障害特別支援学級で使用される教科書については、特別の教育課程の編成により、当該学年の検定教科書を使用することが適当でない場合は、当該小学校及び中学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科書を使用することができます。

この場合、原則として下学年用の検定教科書、または特別支援学校用の文部科学省著作教科書が採択されますが、それが不適当な場合は、設置者は他の図書（一般図書を含む）を採択することができます。

⑥ 知的障害特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習

小学校及び中学校の知的障害特別支援学級においては、通常の学級の子供と共に活動する機会を設け、集団生活への参加を促し、相互理解を深めるようにしています。

特別支援教育を推進していくことは、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現につながるものです。そのためには、障害のある人と障害のない人が互いに理解し合うことが不可欠であり、障害のある子供と障害のない子供たち、あるいは、地域社会の人たちとが、ふれ合い、共に活動する機会を計画的に設けることが大切です。

知的障害特別支援学級に在籍する障害のある子供が、小学校・中学校の通常の学級の子供と共に活動することは、双方の子供の社会性や豊かな人間性を育成する上で、重要な役割を果たしており、地域や学校、子供の実態に応じて、様々な工夫の下に進めていかなければなりません。

知的障害特別支援学級は、小学校・中学校に設置されているので、通常の学級の子供との交流及び共同学習が比較的容易ですが、知的障害のある子供との交流及び共同学習を充実させるための配慮としては、次のことが考えられます。

- ア 興味・関心をもつことのできる活動を工夫します。
- イ 言葉による指示だけでなく、絵や写真を用いたり、モデルを示したりすることによって、子供が活動内容を理解しやすくします。
- ウ 繰り返しできる活動にしたり、活動の手順を少なくしたり、絵や写真等を用いて手順が分かりやすくなるようにしたりして、見通しをもちやすくします。
- エ 得意とする活動や普段の授業で慣れている活動を行うようにして、活躍できる場を多くします。
- オ 子供の行動の意味や背景等を必要に応じて適切に説明するなどして、子供同士が理解し合い友達になれるようにします。

⑦ 特別支援学校のセンター的機能の活用

地域の特別支援学校のセンター的機能を活用し、児童生徒の実態把握やその知的障害の状態に合わせた指導の在り方、知的障害特別支援学級の学習環境や学習内容等についての指導・助言を求めることが有効です。

市町村	地域の特別支援学校
朝日町 入善町 黒部市 魚津市	にいかわ総合支援学校
滑川市 上市町 立山町 舟橋村	高志支援学校
富山市	しらとり支援学校
	富山総合支援学校
射水市 高岡市 氷見市	高岡支援学校
小矢部市 南砺市	となみ総合支援学校
砺波市	となみ東支援学校

(2) 肢体不自由特別支援学級

① 肢体不自由とは

肢体不自由とは、身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態を言います。肢体不自由の程度は、一人一人異なっているため、その把握に当たっては、学習上又は生活上どのような困難があるのか、それは補助的手段の活用によってどの程度軽減されるのか、といった観点から行うことが必要です。

② 肢体不自由特別支援学級の対象

肢体不自由特別支援学級は、肢体不自由が比較的軽度の者のための特別支援学級であって、主として運動動作や認知能力などの向上を目指した特別な指導をすれば、通常の教育課程や指導方法によって学習が進められるような子供を主な対象としています。

肢体不自由特別支援学級は、知的な遅れがなく、学年相応の教科学習が可能な子供を対象としています。肢体不自由と知的障害の複数の障害のある子供が学ぶ特別支援学級は、知的障害特別支援学級であり、肢体不自由特別支援学級ではありません。

対象となる障害の程度は以下のように示されています。

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも

- ・「補装具」とは、身体の欠損又は身体の機能の損傷を補い、日常生活や学校生活を容易にするために必要な用具を言います。具体的な例としては、義肢（義手、義足）、装具（上肢装具、体幹装具、下肢装具）、座位保持装置、車いす（電動車いす、車いす）、歩行器、頭部保護帽、歩行補助つえ等が考えられます。
- ・「日常生活における基本的な動作」とは、歩行、食事、衣服の着脱、排泄等の身辺処理動作及び描画等の学習活動のための基本的な動作のことを言います。ただし、歩行には、車いすによる移動は含みません。
- ・「軽度の困難」とは、例えば、筆記や歩行等の動作が可能であっても、その速度や正確さ又は持続性の点で同年齢の子供と比べて実用性が低く、学習活動、移動等に多少の困難が見られ、小・中学校における通常学級での学習が難しい程度の肢体不自由を表しています。

③ 肢体不自由特別支援学級での指導

肢体不自由特別支援学級の教育目標と教育課程の編成については小・中学校に準ずるとともに、肢体不自由による学習上又は生活上の困難を克服するため「自立活動」

において、運動・動作や認知能力などの向上を目指した指導を行います。

この場合、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目標とする指導領域である「自立活動」を取り入れた特別の教育課程を編成するとしても、学校教育法に定める小学校、中学校の目的及び目標を達成するものでなければなりません。肢体不自由のある子供に必要な指導内容を選択する上での大切なポイントとしては生活経験の拡大、表出・表現する力の育成、認知や概念の形成、感覚・知覚の発達、姿勢づくり、医療的なニーズへの対応、障害の理解などがあります。

④ 肢体不自由特別支援学級の学習環境の整備

肢体不自由の子供が移動しやすい学習環境を整えることが大切です。具体的な環境としては、子供が可能な限り自分の力で学校生活を送れるよう、たとえば、廊下やトイレに手すりを取り付けたり、便器を洋式にしたりするなどの施設設備の配慮も必要です。

また、手指の操作や学習動作に困難がある子供の使いやすい教材・教具の開発・工夫を行うことも必要です。

⑤ 肢体不自由特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習

肢体不自由特別支援学級は、小・中学校に設置されているので、通常の学級の子供との交流及び共同学習が比較的容易であり、教科学習を効果的に進めたり、社会性や集団への参加能力を高めたりすることができます。

⑥ 特別支援学校のセンター的機能の活用

富山県立富山総合支援学校、富山県立高志支援学校、富山県立にいかわ総合支援学校、富山県立となみ総合支援学校、高岡市立こまどり支援学校のセンター的機能を活用し、在籍児童生徒の実態把握やその肢体不自由の障害の状態に合わせた指導の在り方、肢体不自由特別支援学級の学習環境や学習内容等についての指導・助言を求めることが有効です。

(3) 病弱・身体虚弱特別支援学級

① 病弱・身体虚弱とは

病弱とは、学校教育においては、心身の病気のため継続的又は繰り返し医療又は生活規制（生活の管理）を必要とする状態を表します。

身体虚弱とは、学校教育においては、病気ではないが不調な状態が続く、病気にかかりやすいなどのため、継続して生活規制を必要とする状態を表します。

② 病弱・身体虚弱特別支援学級の対象

病弱・身体虚弱特別支援学級には、入院中の子供のため病院内に設けられた学級（多くは、病院の近隣にある小・中学校を本校とする。いわゆる院内学級）と、入院は必要としないが病弱又は身体虚弱のため特別な配慮や支援が必要な子供のために小・中学校内に設けられた学級の二種類があります。

入院中の子供のために病院内に設けられた特別支援学級（いわゆる院内学級）の対象となるのは、入院中の子供であり、その学級で教育を受けるためには、その特別支援学級を設置している小・中学校への転校が必要です。

小・中学校内に設けられた病弱・身体虚弱特別支援学級は、知的な遅れがなく、学年相応の教科学習が可能な子供を対象としています。病弱・身体虚弱と知的障害の複数の障害のある子供が学ぶ特別支援学級は、知的障害特別支援学級であり、病弱・身体虚弱特別支援学級ではありません

対象となる障害の程度は以下のように示されています。

- | |
|---|
| <p>一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの</p> <p>二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの</p> |
|---|

- ・「疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要」とは、病気のため医師の診断を受け、持続的又は間欠的に医療又は生活の管理が必要な場合のことです。
- ・「身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要」とは、安全面及び生活面への特別な配慮の必要度が比較的低く、日常生活での著しい制限がないものも含まれます。

③ 病弱・身体虚弱特別支援学級での指導

院内学級では、健康の回復・改善等を図るための指導も行います。また、各教科等の指導に当たっては、入院や治療のために学習空白となっている実態を把握し、必要に応じて指導内容を精選して指導を行う、身体活動や体験的な活動を伴う学習に当たっては、工夫された教材・教具などを用いて指導の効果を高めるといった配慮が求め

られます。

小・中学校の校舎内に設けられている病弱・身体虚弱特別支援学級の教育目標と教育課程の編成については小・中学校に準ずるとともに、病弱または身体虚弱による学習上又は生活上の困難を克服するため「自立活動」において、健康状態の維持、回復・改善や体力の回復・向上を図るための指導を行います。

この場合、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目標とする指導領域である「自立活動」を取り入れた特別の教育課程を編成するとしても、学校教育法に定める小学校、中学校の目的及び目標を達成するものでなければなりません。

④ 病弱・身体虚弱特別支援学級の学習環境の整備

病弱・身体虚弱の子供の病気の自己管理ができるような学習環境を整えることが大切です。運動や安静、食事などの日常の諸活動において、必要な服薬を守らせること、病気や障害の特性を理解した上で身体の状態に応じて参加可能な活動を判断すること等が必要です。

病気により実施が困難な学習内容等については、主治医からの指導・助言や学校生活管理指導表に基づいた変更・調整を行います。（習熟度に応じた教材の準備、実技を可能なものに変更、入院中による学習空白を考慮した学習内容に変更・調整等）

⑤ 病弱・身体虚弱特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習

小・中学校の校舎内に設けられている病弱・身体虚弱特別支援学級の子供は、生活の管理等のため、通常の学級にいる健康な子供と常時一緒に活動することは難しいですが、多くの友達と関わる機会を持つことは大切なことであるので、病気の状態等を考慮しながら、可能な範囲で通常の学級の子供と、直接的または間接的に活動を共にする機会の交流及び共同学習を積極的に設けることが重要です。

⑥ 特別支援学校のセンター的機能の活用

病弱特別支援学校の富山県立ふるさと支援学校や地域の特別支援学校のセンター的機能を活用し、在籍児童生徒の状態に合わせた指導の在り方、学習環境や学習内容等についての指導・助言を求めることができます。

<注意>

◆院内学級で指導を受けるためには、院内学級を設置している小・中学校への転校が前提となります。

- ・入院する前に在籍していた小学校や中学校に籍を置いたまま、院内学級の担当者から指導を受けることはできません。
- ・入院する前に特別支援学校の小学部や中学部に在籍していた子供も、院内学級を設置している小・中学校へ転校して、院内学級での指導を受けることができます。
- ・院内学級を設置している学校においては、自校の院内学級に在籍していない子供の指導を行うことは、「サービス」として指導の機会を提供していたとしても、適切なことではありません。院内学級（病弱特別支援学級）の正しい運営が重要です。
- ・短期間の入院であっても、病弱の子供の教育の機会を保証するために、院内学級について子供と保護者への丁寧な説明と、両学校間で転出入のスムーズな手続きが求められます。

(4) 弱視特別支援学級

① 視覚障害とは

視覚障害とは、視機能の永続的な低下により、学習や生活に支障がある状態をいいます。学習では、動作の模倣、文字の読み書き、事物の確認の困難等があります。生活では、移動の困難、相手の表情等が分からないことからのコミュニケーションの困難があります。

② 弱視特別支援学級の対象

弱視特別支援学級は、視覚障害が比較的軽い者のための特別支援学級であって、主として拡大した文字を含む普通の文字を使って学び、見やすい学習環境を整え、保有する視力を最大限に活用できるよう特別の指導や配慮をすれば、通常の教育課程や指導方法によって学習が進められるような子供を主な対象としています。

弱視特別支援学級は、知的な遅れがなく、学年相応の教科学習が可能な子供を対象としています。弱視と知的障害の複数の障害のある子供が学ぶ特別支援学級は、知的障害特別支援学級であり、弱視特別支援学級ではありません。

対象となる障害の程度は以下のように示されています。

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの

- ・「拡大鏡」とは、視力矯正後でも物体の認識力が低い場合に使用する弱視レンズ類を意味し、屈折異常を矯正するのみで拡大する機能のない眼鏡とは異なります。また、「等」とは、単眼鏡、遮光眼鏡等を指すものであり、拡大読書器のような装置となるものは含みません。
- ・「通常の文字」とは、小・中学校の検定済教科書等において通常使用される大きさの文字をいい、「図形等」とは、検定教科書等で使用される程度の大きさの図形や写真、グラフなどを意味するほか、映像を含む通常の教材や日常生活にある事物の形状等も含まれています。
- ・「視覚」とは、視力、視野、光覚(明順応・暗順応)などの視機能を総称したものです。
- ・「視覚による認識が困難な程度のもの」とは、小・中学校の通常の学級に在籍する子供に比べて通常の文字等の認識に時間を要するとともに、特定の教科等の学習が通常の学級においては支障があり、かつ障害による学習又は生活上の困難を改善・克服するための指導が系統的・継続的に必要な子供を指しています。

③ 弱視特別支援学級での指導

弱視特別支援学級の教育目標と教育課程の編成については小・中学校に準ずるとともに、視覚障害による学習上又は生活上の困難を克服するため「自立活動」において、保有する視力を最大限に活用できるようにするための特別の指導を行います。

この場合、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目標とする指導領域である「自立活動」を取り入れた特別の教育課程を編成するとしても、学校教育法に定める小学校、中学校の目的及び目標を達成するものでなければなりません。

弱視特別支援学級では拡大した文字を含む普通の文字を使って学ぶため、通常の文字の検定教科書を拡大した拡大教科書を使用し、主として視覚を活用した学習を行います。

指導に当たってまず大切なことは、見やすい条件を整えることです。通常の文字をそのまま読むことが困難な弱視の子供に対しては、文字や絵などを大きくはっきりと提示して明確に認識できるようにするため、拡大教科書、拡大教材を有効に活用するとともに、拡大読書器や弱視レンズ等の視覚補助具を使用したりして見やすい文字の大きさと学習できるように配慮します。

④ 弱視特別支援学級の学習環境の整備

弱視の子供の見やすい学習環境を整えることが大切です。具体的な学習環境としては、教室の全体照明（300～700ルクスの照度を保つ）や机上照明（電気スタンド等の個人用照明器具）を整えて一人一人にあった照度を調整する、直射日光を避けたり教室の照度を調節したりするためのカーテン等を設置する、楽な姿勢で読書や作業を行うことのできる机や書見台を整備する、反射光によるまぶしさをおさえることができる黒板を設置する等があります。

弱視教育に必要な教材・教具や設備としては、次のようなものが活用されています。

- ・ 各種の拡大教材
- ・ 拡大読書器：文字や絵などをテレビカメラで捉え、テレビ映像として 50 倍程度まで自由に拡大して映し出す機器
- ・ 各種の弱視レンズ類：弱視の子供が、近くや遠くの文字や絵、図などを拡大して見るためのレンズ類（遠用弱視レンズと近用弱視レンズに大別され、それぞれ形状や倍率の異なる各種のものがあります）
- ・ 書見台：弱視の子供が楽な姿勢で学習できるように本等を斜めに置けるようにした台
- ・ 視覚障害者のためのコンピュータ：拡大ソフトや音声ソフトにより、見やすい大きさに提示したり、音声で出力したりするよう工夫されているシステム

⑤ 弱視特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習

弱視特別支援学級は、小・中学校に設置されているので、通常の学級の子供との交流及び共同学習が比較的容易です。このため、各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの指導は、弱視特別支援学級と通常の学級との密接な連携の下で行なうことができます。

⑥ 特別支援学校のセンター的機能の活用

富山県立富山視覚総合支援学校のセンター的機能を活用し、在籍児童生徒の実態把握やその視覚障害の状態に合わせた指導の在り方、弱視特別支援学級の学習環境や学習内容等についての指導・助言を求めることが有効です。

(5) 難聴特別支援学級

① 聴覚障害とは

聴覚障害とは、身の周りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態をいいます。聴覚障害がある子供たちは、できるだけ早くから適切に対応を行い、音声言語をはじめその他多様なコミュニケーション手段を活用して、その可能性を最大限に伸ばすことが大切です。

② 難聴特別支援学級の対象

難聴特別支援学級は、聴覚障害が比較的軽い者のための特別支援学級であって、主として音声言語（話し言葉）の受容・表出（聞くこと・話すこと）についての特別な指導をすれば、通常の教育課程や指導方法によって学習が進められるような子供を主な対象としています。

難聴特別支援学級は、知的な遅れがなく、学年相応の教科学習が可能な子供を対象としています。難聴と知的障害の複数の障害のある子供が学ぶ特別支援学級は、知的障害特別支援学級であり、難聴特別支援学級ではありません。

対象となる障害の程度は以下のように示されています。

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの

- ・補聴器等の「等」は、人工内耳を指しています。
- ・「通常の話声」とは、人が通常の会話の中で使用する話し声のことであり、大声やささやき声とは区別して用いています。
- ・「話声を解することが困難な程度」とは、補聴器等を使用した状態で通常の会話における聞き取りが部分的にできにくい状態を意味しています。小・中学校での特定の教科等の学習において、聴覚活用や音声言語の理解について支障があり、かつ障害を改善・克服するための特別な指導を系統的・継続的に行う必要のある子供を指しています。

③ 難聴特別支援学級での指導

難聴特別支援学級の教育目標と教育課程の編成については小・中学校に準ずるとともに、聴覚障害による学習上又は生活上の困難を克服するため「自立活動」において、聴覚活用に関すること、音声言語（話し言葉）の受容（聞き取り及び読話）と表出（話すこと）を主とし、必要に応じて言語（語句、文、文章）の意味理解や心理的問題、人間関係などの改善についての内容も取り上げて指導します。

この場合、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目標とする指導領域である「自立活動」を取り入れた特別の教育課程を編成するとしても、学校教育法に定める小学校、中学校の目的及び目標を達成するものでなければなりません。

④ 難聴特別支援学級の学習環境の整備

難聴の子供の聞こえやすい、情報を受け止めやすい学習環境を整えることが大切です。具体的な学習環境としては、雑音が入りにくいようにするため教室に絨毯や畳を敷いたり、音声情報を視覚的に受容したりできるよう環境を整備（行事における進行次第や挨拶、劇の台詞等の文字表示等）することがあります。

難聴特別支援学級では、聴力測定のためのオーディオメータ、集団補聴器や発音・発語指導のために音声直視装置などを用意されていることが多いです。

⑤ 難聴特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習

難聴特別支援学級は、小・中学校に設置されているので、通常の学級の子供との交流及び共同学習が比較的容易ですが、障害により学習が困難な内容（音読、外国語の発音、歌唱、器楽演奏等）については、個別指導による指導を受けるなど、障害の程度に合わせた柔軟な対応を行うことが必要です。

⑥ 特別支援学校のセンター的機能の活用

富山県立富山聴覚総合支援学校（県東部を対象）及び富山県立高岡聴覚総合支援学校（県西部を対象）のセンター的機能を活用し、在籍児童生徒の実態把握やその聴覚障害の状態に合わせた指導の在り方、難聴特別支援学級の学習環境や学習内容等についての指導・助言を求めることが有効です。

(6) 言語障害特別支援学級

① 言語障害とは

言語障害とは、発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状況であること、また、そのため本人が引け目を感じるなど社会生活上不都合な状態であることをいいます。

② 言語障害特別支援学級の対象

言語障害のある子供の中には、話す、聞く等の言語機能の基礎的事項に発達の遅れや偏りのある子供がいます。この中には、聴覚障害のある者、知的発達に遅れのある者、脳性まひの者等も含まれています。このような主たる障害に伴って生じる言語機能の基礎的事項に遅れや偏りのある子供に対しては、言語障害特別支援学級ではなく、主たる障害に対応した教育の場において指導を行なわなければなりません。実際、学校教育においては、難聴に基づく言語障害については特別支援学校（聴覚障害）等、脳性まひに基づく言語障害については特別支援学校（肢体不自由）等というように、その主たる障害に基づく障害種別の学校等で行われています。

それ以外の言語障害、例えば構音障害や吃音等の話し言葉に障害のある子供に対する指導は、一般に、そのほとんどが小・中学校等における通級による指導により行います。

しかし、言語障害の子供の中には、言語機能の基礎的事項に発達の遅れがあり、かなりの時間、特別な指導を必要とする者がいたり、また言語障害の状態の改善・克服を図るため心理的な安定を図る指導を継続的に行ったりする必要性があることから、通級による指導では十分でなく、より配慮を要する障害の状態の子供がいます。こうした子供に対してのみ、言語障害特別支援学級において、言語障害の状態の改善の指導を適切に行うと同時に、言語障害にかかわる教科指導等の配慮を、より手厚く充実させて指導することになります。

言語障害特別支援学級は、知的な遅れがなく、学年相応の教科学習が可能な子供を対象としています。言語障害と知的障害の複数の障害のある子供が学ぶ特別支援学級は、知的障害特別支援学級であり、言語障害特別支援学級ではありません。

対象となる障害の程度は以下のように示されています。

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る）で、その程度が著しいもの

- ・「構音障害」とは、話し言葉の使用において、「さかな」を「たかな」、あるいは「たいこ」を「たいと」などのように、一定の音をほぼ習慣的に誤って発音する状態を指します。構音障害は原因となる事柄から「器質的」「機能的」と分類されま

す。

- ・「器質的な構音障害」とは、口唇、舌、歯等の構音機能の構造や、それらの器官の機能の異常が原因となって生ずる構音障害です。
- ・「機能的な構音障害」とは、聴覚や構音器官などに器質的な疾患がなく、成長過程での構音の習得において誤った構音が固定したと考えられる障害です。音韻障害と呼ばれることもあります。
- ・「吃音」とは、自分で話したい内容が明確にあるにもかかわらず、また構音器官のまひ等がないにもかかわらず、話そうとするときに、同じ音の繰り返しや、引き伸ばし、声が出ないなど、いわゆる流暢さに欠ける話し方をする状態をいいます。

③ 言語障害特別支援学級での指導

言語障害特別支援学級の教育目標と教育課程の編成については小・中学校に準ずるとともに、言語障害による学習上又は生活上の困難を克服するため「自立活動」において、言語機能の基礎的機能の発達の遅れや偏りに対する特別の指導を行います。

この場合、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目標とする指導領域である「自立活動」を取り入れた特別の教育課程を編成するとしても、学校教育法に定める小学校、中学校の目的及び目標を達成するものでなければなりません。

言語障害特別支援学級で指導を受ける子供は、知的な遅れがないことが前提ですから、言語障害特別支援学級への就学については、その子供の障害の程度と状態からみて、通級による指導では十分な成果が得られないのか、特別支援学級に在籍して指導を受けなければならない理由は何なのか、という点を整理した上で検討することが必要です。

④ 言語障害特別支援学級の学習環境の整備

発音が不明瞭な場合、代替手段（筆談、ＩＣＴ機器の活用等）によるコミュニケーションも検討します。施設設備については、基本的には他の子供と同様の配慮を行います。

⑤ 言語障害特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習

言語障害特別支援学級は、小・中学校に設置されているので、通常の学級の子供との交流及び共同学習が容易です。このため、各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの指導は、言語障害特別支援学級と通常の学級との密接な連携の下で行われていますが、特別支援学級を設置している意味を考え、安易に通常の学級での指導に偏らないように注意する必要があります。

⑥ 特別支援学校のセンター的機能の活用

富山県立富山聴覚総合支援学校（県東部を対象）及び富山県立高岡聴覚総合支援学校（県西部を対象）のセンター的機能を活用し、在籍児童生徒の実態把握やその言語障害の状態に合わせた指導の在り方、言語障害特別支援学級の学習環境や学習内容等についての指導・助言を求めることが有効です。

(7) 自閉症・情緒障害特別支援学級

① 自閉症とは 情緒障害とは

自閉症とは、

- ・ 他人との社会的関係の形成の困難さ
- ・ 言葉の発達の遅れ
- ・ 興味や関心が狭く特定のものにこだわること

を特徴とする発達の障害です。その特徴は、3歳くらいまでに現れることが多いですが、小学生年代まで問題が顕在しないこともあります。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されています。

情緒障害とは、状況に合わない感情・気分が持続し、不適切な行動が引き起こされ、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に適応できなくなる状態をいいます。

② 自閉症・情緒障害特別支援学級の対象

以下の程度に示す自閉症や情緒障害を対象としますが、自閉症・情緒障害学級は、知的な遅れがなく、学年相応の教科学習が可能な子供を対象としています。自閉症や情緒障害と知的障害の複数の障害のある子供が学ぶ特別支援学級は、知的障害特別支援学級であり、自閉症・情緒障害特別支援学級ではありません。

また、注意欠陥多動性障害（ADHD）は、特別支援学級の対象ではなく、通級による指導の対象です。

自閉症・情緒障害特別支援学級の対象として、以下のように示されています。

- 一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの
- 二 主として心理的要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの

- ・ 「他人との意思疎通が困難である」とは、一般にその年齢段階に標準的に求められる言語等による意思の交換が困難であるということです。
- ・ 「対人関係の形成が困難」とは、他人から名前を呼ばれたことに気がついて振り向く、他人からの働きかけに応じて遊ぶ、自分や他人の役割を理解して協同的に活動する、他人の考えや気持ちを理解し友達関係や信頼関係を形作ることなどが、一般にその年齢段階に求められる程度に至っていない状態のことです。
- ・ 「社会生活への適応が困難」とは、他人とかかわって遊ぶ、自分から他人に働きかける、集団に適応して活動する、友達関係をつくり協力して活動する、決まりを守って行動する、他人とかかわりながら生活を送ることなどが、一般にその年齢段階に求められる程度に至っていない状態のことです。
- ・ 二は選択性かん黙等のために通常の学級での学習では効果を上げることが困難で

あり、集団生活への参加や社会的適応のための特別な指導を行う必要がある子供です。

③ 自閉症・情緒障害特別支援学級での指導

自閉症・情緒障害特別支援学級の教育目標と教育課程の編成については小・中学校に準ずるとともに、自閉症や情緒障害による学習上又は生活上の困難を克服するため「自立活動」において、人との関わりを円滑にし、生活する力を育てることを目標に指導を行います。この場合、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目標とする指導領域である「自立活動」を取り入れた特別の教育課程を編成するとしても、学校教育法に定める小学校、中学校の目的及び目標を達成するものでなければなりません。

④ 自閉症・情緒障害特別支援学級の学習環境の整備

自閉症の子供が円滑に集団に適応していくことなどができるようにするためには、多様な状態に応じた指導を行うことが大切です。基本的な生活習慣の確立を図ること、適切に意思の交換を図ること、円滑な対人関係を築く方法を獲得すること、目標をもって学習に取り組むこと、基礎的・基本的な学力を身に付けることなど、個々の子供によって指導目標や指導内容・方法の重点が異なるので、それに対応した学習環境を整えることが必要です。

自閉症のある子供が学習をしやすくするためには、その特性に応じた配慮が必要であり、例えば、見通しをもちやすくしたり、課題を分かりやすくするために活動の場を構造化したり、視覚的な情報を多く活用したりすることが有効です。

また、自閉症やそれに類するものと、主として心理的な要因の関与が大きい場合とでは、それぞれの原因が異なるため、指導内容、方法、学習環境の調整の仕方が大きく異なるので、それぞれ別の指導が適切にできるようにするなど教室環境等への配慮と工夫が必要になります。

⑤ 自閉症・情緒障害特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習

自閉症・情緒障害特別支援学級は、小・中学校に設置されているので、通常の学級の子供との交流及び共同学習が比較的容易ですが、他者からの働きかけを適切に受け止められないことがあることや、言葉の理解が十分でないことがあること、方法や手順に独特のこだわりがあることなど等について、教職員や周囲の子供の理解が得られるようにすることが大切です。

⑥ 特別支援学校のセンター的機能の活用

地域の特別支援学校のセンター的機能を活用し、在籍児童生徒の実態把握やその障害の状態に合わせた指導の在り方、自閉症・情緒障害特別支援学級の学習環境や学習内容等についての指導・助言を求めることが有効です。

3 特別支援学級の教育課程

(1) 特別支援学級の教育課程編成

① 特別支援学級の教育課程編成

特別支援学級は、基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って教育が行われますが、子供の実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考として、特別の教育課程も編成できるようになっています。

それは、特別支援学級が、学校教育法第81条の第2項の規定による障害のある子供を対象とするため、対象となる子供の障害の種類、程度等によっては、障害のない子供に対する教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当でない場合があるからです。

そのため、学校教育法施行規則第138条では、「小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第50条第1項、第51条及び第52条の規定並びに第72条から第74条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。」と規定されています。

この場合、特別な教育課程を編成するとしても、学校教育法に定める小学校・中学校の目的及び目標を達成するものでなければならないことは言うまでもありません。

② 特別支援学級の特別な教育課程編成

特別支援学級において、特別な教育課程を編成する場合には、学級の実態や子供の障害の程度等を考慮した上、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、
ア 障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」を取り入れること

イ 各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替えること

ウ 各教科を知的障害者である子供に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えること

等を行い、実情に合った教育課程を編成する必要があります。

③ 障害種別の特別支援学級の特別な教育課程

知的障害特別支援学級以外の学級は、知的障害のない子供を対象としていますので、②の特別な教育課程において、アの「自立活動」を取り入れる教育課程や、イの各教科の目標・内容を下学年のものに替える教育課程を編成することになります。

知的障害特別支援学級については、アとイに加えて、ウの各教科を知的障害特別支援学校の各教科に替える教育課程を編成することができます。

特別支援学級でよく行われている「生活単元学習」は、知的障害特別支援学校の各教科等を合わせて行う指導形態ですので、知的障害特別支援学級以外で「生活単元学習」を行うことはできません。

(2) 特別支援学級の教育課程編成Q & A

Q 1 : 小学校の知的障害特別支援学級においては、知的障害特別支援学校小学部と同じように、「総合的な学習の時間」を設けなくてもよいですか？

A : 小学校の特別支援学級においては、知的障害特別支援学級であっても、必ず「総合的な学習の時間」を設けなければなりません。それは、特別支援学級が小学校に設置された学級であり、目標や内容を各学校で決めることができるからです。
各学校において、在籍している子供の実態に応じた目標や内容を検討し、総合的な学習の時間を実施することが大切です。

Q 2 : 小学校の知的障害特別支援学級においては、知的障害特別支援学校小学部と同じように、「外国語活動」を設けなくてもよいですか？

A : 外国語活動は、必ずしも設けなくてもよいです。
外国語活動は、目標や内容が学習指導要領で定められており、知的障害のある子供にとってその学習が困難な場合は設けなくてもよいことになっています。

Q 3 : 知的障害特別支援学校では、時間割の中に「道徳」が設けられていない場合がありますが、知的障害特別支援学級でも「道徳」の時間を設けなくてもよいですか？

A : 知的障害特別支援学校で、時間割の中に道徳の時間がなくても、決して「道徳」の指導を行っていないわけではありません。その学校では、各教科等を合わせた指導の中で行っており、領域別の道徳の指導としては行っていないので時間割上に表記されていないだけです。

同様に、知的障害特別支援学級においても、「道徳」を各教科等を合わせた指導の中に位置付けて指導を行う場合は、時間割に「道徳」がないことは考えられますが、これは、道徳を行わないということではありません。

個々の子供の知的障害の状態や経験に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的な指導が行われるよう、道徳の年間指導計画をしっかりと立て、どの時間にどんな指導を行うか計画を立て、指導を行うことが大切です。

Q 4 : 特別支援学級で特別な教育課程を編成する場合、「自立活動」を取り入れることが例示されていますが、「自立活動」とは、何ですか？

A : 「自立活動」とは、特別支援学校の教育課程に特別に設けられた、子供の障害の状態の改善・克服を図る指導を行う指導領域です。個々の子供が自立を目指し、障害による学習上や生活上の困難を主体的に改善するために必要な知識・技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うことを目標としています。一人一人の障害の状態や発達段階に応じて、適切に教育課程に位置付けることが大切です。

Q 5 : 特別支援学級では、必ず「自立活動」の指導を行わなければならないのですか？

A : 必ず行わなければならないという規定はありませんが、自立活動の指導は、行うことが望ましいものです。

特別支援教育の理念は「障害のある子供たちが自立し、社会参加するために必要な力を養うため、子供一人一人の教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの」です。この中の「生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの」とは、まさしく「自立活動」の指導のことです。

特に、知的な遅れのない、弱視、難聴、肢体不自由、言語障害、自閉症、情緒障害の子供が在籍する学級では、実態や障害の程度等を考慮し、自立活動の指導を効果的に取り入れることが望まれます。また、知的障害特別支援学級に在籍している子供も知的発達の遅れだけではなく、言語面、運動面や情緒面などに発達の遅れや配慮を要する状態が随伴してみられる場合や、他の障害を併せ有する場合もあることから、子供一人一人のニーズを見極め、自立活動の指導を取り入れる必要があります。

Q 6 : 小学校の特別支援学級では、必ず「生活単元学習」を行わなければならないのですか？

A : 知的障害のある子供を対象とした教育を行う場合には、知的障害特別支援学校の学習指導要領を参考として、実情にあった教育課程を編成することができます。各教科等を合わせた指導を行うことが効果的であることから、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習を行うことができます。「生活単元学習」は、子供が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために一連の活動を組織的に経験することによって、自立的な生活に必要な事柄を

実際の、総合的に学習するもので、広範囲に各教科等の内容が扱われます。

子供の実態に応じて行われることが望ましく、必ず行わなければならないというものではありません。また、知的障害特別支援学級以外の特別支援学級では行うことができないものです。

Q 7 : 集団での指導を行うため、自閉症・情緒障害特別支援学級の子供が、知的障害特別支援学級の子供と合同で「生活単元学習」を行うことができますか？

A : 障害のある子供であっても、個別の指導に偏ることなく、集団による指導を行うことは重要です。しかし、自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する子供は知的な遅れがないのですから、集団の指導を行う場合であっても「生活単元学習」を行うことはできません。

Q 8 : 難聴特別支援学級の子供が、社会性を伸ばすため、担任の支援を受けながら、ほとんどの授業を通常の学級で受けることはできますか？

A : 難聴特別支援学級での計画的な指導が必要です。聴覚障害による学習上又は生活上の困難は周りからは見えにくいものです。通常の学級で不都合なく学習しているように見えても、指示や学習内容を聞き取れず、分からないことがあっても自分から情報を求めることができない場合には、友達の様子から必死に状況を把握してその場を取り繕うこともしばしばです。また、教師から情報が発信されたことにも気付かず情報を得られないまま過ぎていくこともあるのです。また、言葉の概念の理解や抽象的な学習内容を理解することにも、具体的な説明が必要になってきます。授業では、その場限りの支援だけでは学習内容の定着につながりにくいこともあるので、計画的に指導していくことが必要です。

本人に必要な教育的ニーズとそれを提供できる学びの場についてしっかり検討し、その子供の学びの場を考えましょう。また、ほとんどの学習を通常の学級で受けられるのであれば、特別支援学級でなく、通級による指導やスタディ・メイトの活用も検討しましょう。

(3) 特別支援学校（知的障害）の教育課程・指導計画の特色

特別支援学校（知的障害）の教育課程は、子供の発達段階や経験などを踏まえ、実生活に結びついた内容を中心に構成していることが大きな特色です。

小学部、中学部、高等部における各教科の目標と内容は、子供の障害の状態などを考慮して、小学部における生活科をはじめ、小学校等とは別な各教科等を設定しています。また、教育課程の区分は、各教科、道徳、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間（総合的な学習の時間は小学部を除く。）に分類していますが、実際の指導を計画し、展開する段階では、学校教育法施行規則第130条に基づき、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことも取り入れられています。

なお、外国語活動については、特別支援学校（知的障害）には設けられていません。

① 教科別の指導

教科別の指導は、各教科の時間を設定して教科ごとに指導することです。指導を行う教科やその授業時数の定め方は、対象となる子供の実態によって異なります。

また、学習指導要領においては、各教科の名称は小学校等とほぼ同じではありますが、その目標や内容は、小学校等とは異なり、子供一人一人の障害の特性に応じて、実際の生活に生かすことができる事柄を指導するようになっています。

教科別の指導を計画するに当たっては、一人一人の子供の実態に合わせて、学習内容を個別的に選択・組織しています。また、指導に当たっては、子供の実態に合わせて、授業における指導方法を創意工夫し、学習活動につながるねらいを設定し、段階的に指導を行っています。

また、他教科、道徳、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間（総合的な学習の時間については小学部を除く）との関連、また、各教科等を合わせた指導との関連を図り、習得したことを実際の生活に役立てるようにしています。

② 領域別の指導

【道徳の指導】

道徳の指導においては、子供の興味・関心や生活に結びついた具体的な題材を設定し、実際的な活動を取り入れたり、視聴覚機器を活用したりするなどの一層の工夫を行い、道徳的实践力が身に付くよう指導を行っています。

【特別活動の指導】

特別活動の指導にあたっては、個々の子供の実態、特に学習上の特性等を十分に考慮し、適切に創意工夫して実施しています。学習上の特性とは、成功体験が少ないこ

となどにより、主体的に活動に取り組む意欲が十分に育っていない場合もあり、活動に取り組む意欲を育むことができる行事設定などです。

特別活動の指導を計画する際には、各教科、道徳、自立活動及び総合的な学習の時間や各教科等を合わせた指導における指導との関連を図るとともに、小学校等の子供及び地域の人々と活動を共にする機会を設けるよう配慮しています。

【自立活動の指導】

特別支援学校（知的障害）に在籍する子供には、知的発達の段階から見て言語、運動、情緒、行動などの面で、顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な状態が、知的障害に随伴してみられます。このような子供には、知的発達の遅れに応じた教科の指導などのほかに、上記のような随伴してみられる顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な状態についての特別な指導が必要であり、これらを自立活動で指導しています。

知的障害に随伴してみられる顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な状態は多くあり、例えば、言語面では、特異な言語の習得と使用、理解言語と表出言語の大きな差などがあります。運動面では、平衡感覚の未熟さ、上肢や下肢のまひによる不随意制、筋力の低さなどがあります。行動面では、固執行動、極端な偏食、異食、情緒面では、情緒発達の未熟さ、自信欠如などがあります。健康面では、てんかんや心臓疾患による生活上の影響などがあげられます。

④ 各教科等を合わせて指導する場合

特別支援学校（知的障害）の小学部、中学部、高等部においては、これまで各教科等を合わせた指導として、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習などが実践されてきています。以下の説明は、これらは例示であり、各学校においては子供の実態に即して指導計画を作成しています。

小学部では、日常生活の指導、遊びの指導及び生活単元学習を中心とし、教科別の指導等を加えている傾向があります。中学部では、生活単元学習及び作業学習を中心とし、教科別の指導等を加えている傾向があります。高等部では、作業学習を中心とし、教科別の指導等を加えている傾向があります。また、地域や学校によって、対象となる子供の実態が異なるため、必要に応じて子供の課題等を考慮し、指導に当たっては集団を再編成し、効果的な指導を行うなどの配慮がされています。

【日常生活の指導】

日常生活の指導は、子供の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動を適切に指導するものです。

日常生活の指導は、生活科の内容だけでなく、広範囲に、各教科等の内容が扱われます。それらは、例えば、衣服の着脱、洗面、手洗い、排泄、食事、清潔など基本的な生活習慣の内容や、あいさつ、言葉遣い、礼儀作法、時間を守ること、決まりを守ることなどの日常生活や社会生活において必要で基本的な内容を取り上げるものです。

日常生活の指導に当たっては、以下のような点を考慮することが重要です。

- ア 日常生活の自然な流れに従い、その活動を実際的で必然性のある状況下で行うものであること。
- イ 毎日反復して行い、望ましい生活習慣の形成を図るものであり、繰り返しながら、発展的に取り扱うようにすること。
- ウ できつつあることや意欲的な面を考慮し、適切な援助を行うとともに、目標を達成していくために、段階的な指導ができるものであること。
- エ 指導場面や集団の大きさなど、活動の特徴を踏まえ、個々の実態に即した効果的な指導ができるよう計画されていること。

【遊びの指導】

遊びの指導は、遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間との関わりを促し、意欲的な活動をはぐくみ、心身の発達を促していくものです。

遊びの指導では、生活科の内容をはじめ、各教科等にかかわる内容が扱われ、場や遊具等が限定されることなく、子供が比較的自由に取り組むものから、期間や時間設定、題材や集団構成などに一定の条件を設定し活動するといった比較的制約性が高い遊びまで連続的に設定されます。また、遊びの指導の成果が各教科別の指導等につながることもあります。

遊びの指導に当たっては、次のような点を考慮することが重要です。

- ア 子供が、積極的に遊ぼうとする環境を設定すること。
- イ 教師と子供、子供同士のかかわりを促すことができるよう、場の設定、教師の対応、遊具等を工夫すること。
- ウ 身体活動が活発に展開できる遊びを多く取り入れるようにすること。
- エ 遊びをできる限り制限することなく、子供の健康面や衛生面に配慮しつつ、安全に選べる場や遊具を設定すること。
- オ 自ら遊びに取り組むことが難しい子供には、遊びを促したり、遊びに誘ったりして、いろいろな遊びが経験できるよう配慮して、遊びの楽しさを味わえるようにしていくこと。

【生活単元学習】

生活単元学習は、子供が生活上の目標を設定したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的に体験することによって、自立的な生活に必要な事柄を実際的・総合的に学習するものです。

生活単元学習では、広範囲に各教科の内容が扱われます。

生活単元学習では、子供の学習活動は、生活的な目標や課題に沿って組織されることが大切です。また、小学部において、子供の知的障害の状態等に応じ、遊びを取り入れた生活単元学習を展開している学校もあります。

生活単元学習の指導計画の作成に当たっては、以下のような点を考慮することが重要です。

- ア 単元は、実際の生活から発展し、子供の知的障害の状態等や興味・関心などに

応じたものであり、個人差の大きい集団にも適合するものであること。

イ 単元は、必要な知識・技能の獲得とともに、生活上の望ましい習慣・態度の形成を図るものであり、身に付けた内容が生活に生かされるものであること。

ウ 単元は、子供が目標をもち、見通しをもって、単元の活動に積極的に取り組むものであり、目標意識や課題意識を育てる活動をも含んだものであること。

エ 単元は、一人一人の子供が力を発揮し、主体的に取り組むとともに、集団全体で単元の活動に共同して取り組めるものであること。

オ 単元は、各単元における子供の目標あるいは課題の成就に必要なかつ十分な活動で組織され、その一連の単元の活動は、子供の自然な生活としてまとまりのあるものであること。

カ 単元は、豊かな内容を含む活動で組織され、子供がいろいろな単元を通して、多種多様な経験ができるよう計画されていること。

生活単元の学習を計画するに当たっては1つの単元が、2、3日で終わる場合もあれば、1学期間、あるいは1年間続く場合もあるため、年間における単元の配置、各単元の構成や展開について十分検討する必要があります。

【作業学習】

作業学習は、作業活動を学習活動の中心にしながら、子供の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものです。

作業学習で取り扱われる作業活動の種類は、農耕、園芸、紙工、木工、縫製、織物、金工、窯業、セメント加工、印刷、調理、食品加工、クリーニングなどのほか、販売、清掃、接客なども含み多種多様です。

中学部・高等部における作業学習では、単に職業・家庭科の内容だけでなく、以下のような点を考慮することが重要です。

ア 子供にとって教育的価値の高い作業学習等を含み、それらの活動に取り組む喜びや完成の成就感が味わえること。

イ 地域性に立脚した特色をもつとともに、原料・材料が入手しやすく、持続性のある作業種を選定すること。

ウ 子供の実態に応じた段階的な指導ができるものであること。

エ 知的障害の状態等が多様な子供が、共同で取り組める作業活動を含んでいること。

オ 作業内容や作業場所が安全で衛生的、健康的であり、作業量や作業の形態、実習期間などに適切な配慮がなされていること。

カ 作業製品等の利用価値が高く、生産から消費への流れが理解されやすいものであること。

4 特別支援学級の教科書

特別支援学級で使用される教科書については、基本的には、小・中学校と同じです。しかし、特別な教育課程を編成しており、当該学年の検定教科書を使用することが適当でない場合は、当該小学校及び中学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科書を使用することができます。

この場合、原則として下学年の検定教科書または特別支援学校（知的障害）用の文部科学省著作教科書が採択されますが、それが不適当な場合は、設置者は他の図書を採択することができます。

このように、特別支援学級では、子供の障害の状態に応じて、検定教科書以外に次のような図書を用いて学習を進めることができます。

- ア 文部科学省が著作の名義を有する教科用図書（以下「著作教科書」という）
- イ 一般図書（絵本等の市販されている図書や下学年の検定教科書等）
- ウ 教科用特定教科書（視覚障害のある子供の学習に用いられる図書）

① 著作教科書について

特別支援学校用教科書（小・中学部）として、文部科学省が著作の名義を有する図書には、視覚障害者用の点字教科書、聴覚障害者用の言語指導や音楽の教科書、知的障害者用の国語、算数・数学、音楽の教科書があります。

視覚障害特別支援学校用の点字教科書は、種目ごとに1種目だけです。点字教科書は、検定教科書を点訳したものであり、小学部で国語・社会・算数・理科の4教科、中学部では国語・社会・数学・理科・外国語（英語）の5教科が、それぞれ文部科学省の著作教科書として出版されています。

聴覚障害特別支援学校用の教科書は、各学年に対応した聾学校用「国語」（ことばの練習）と、「音楽」の教科書が作成されています。聴覚に障害がある場合、国語の習得に関して、特別な指導が必要であることから、「国語」の検定教科書に合わせて、聾学校用の「国語」の教科書が無償給付され、自立活動や国語の時間に用いられます。難聴特別支援学級においても、特別な教育課程を編成し、聴覚障害特別支援学校の教育課程に準じた教育課程を編成したときは、聾学校用「国語」の教科書を活用することができますようになっています。聾学校用の「国語」の教科書は、小学校の国語科の前提となる基礎を作る役割を果たすために用いられます。

知的障害特別支援学校用の教科書は、国語、算数・数学、音楽について、特別支援学校学習指導要領の知的障害特別支援学校の各教科に示している具体的内容の各段階に対応するように作成されています。（小学部1段階は☆、小学部2段階は☆☆、小学部3段階は☆☆☆、中学部は☆☆☆☆）

② 一般図書について

検定教科書や著作教科書の使用が適当でない場合は、絵本等の市販されている図書を教科書として活用することができます。これらの図書は一般教科書と呼ばれ、学校教育法附則第9条で規定されています。（附則9条本と呼ばれています）

また、当該学年の検定教科書を使用することが難しい場合は、下学年の検定教科書を使用することができます。この場合に選定する教科書は、手続き上、一般図書として扱われます。

③ 教科用特定教科書について

弱視の児童生徒用の拡大教科書が、視覚障害特別支援学校で採択されている各教科の教科書を原本としたものを中心に、いわゆる主要教科では2、3種類、また、音楽、保健体育、技術・家庭については1、2種類出版されています。

これらの拡大教科書は、教科用特定図書と呼ばれています。

弱視特別支援学級に在籍している子供は、文部科学省に申請を行えば、この拡大教科書が、学校教育法附則第9条に基づいた教科用図書として認められます。



5 特別支援学級への就学

(1) 特別支援学級への就学及び判断

平成25年9月1日に学校教育法施行令が一部改正され、就学先を決定する仕組みの改正がなされました。これまでは、視覚障害者等（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）で、その障害が、学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度のものをいう。）については、特別支援学校への就学を原則とし、例外的に認定就学者として小・中学校へ就学することを可能とていましたが、この規定を改め、個々の児童生徒等については、市町村教育委員会が、その障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みになりました。

そのため、学校教育法施行令第22条の3に該当する視覚障害者等であっても、本人の障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域や学校における教育の体制整備の状況、本人・保護者の意見、専門家の意見等から総合的に判断し、小・中学校への就学がふさわしいと判断した場合は、小・中学校の特別支援学級に就学することができます。なお、就学先が決定した後も柔軟に就学先を見直していくことが重要です。

(2) 特別支援学級の対象

特別支援学級の障害の種類及び程度は、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成25年10月4日付け25文科初第756号）で示されています。

この通知に示す障害の種類及び程度の子供のうち、その子供の障害の状態、その子供の教育上必要な支援の内容、地域における教育体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認められた子供が特別支援学級で学ぶことができます。

また、障害の判断に当たっては、障害のある子供の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うことが必要です。

なお、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成25年10月4日付け25文科初第756号）で示された障害の種類及び程度の子供や学校教育法施行令第22条の3に該当する視覚障害者等の中で、市町村教育委員会が小・中学校特別支援学級への就学が適当と判断した子供以外のものは、特別支援学級には就学することはできないので、気を付ける必要があります。

具体的には、学習障害（LD）だけの子供や、注意欠陥多動性障害（ADHD）だけの子供は、特別支援学級の対象とはなりません。

6 県教育委員会への提出書類

(1) 特別支援学級の開級・閉級

① 特別支援学級を開級する場合

- ・来年度の開級に向け、小・中学校長は、早めに、市町村教育委員会に開級の希望と対象児の情報を伝えます。
- ・開級を希望する小・中学校は、特別支援学級開級〔継続〕に係る事前資料を作成し、市町村教育委員会に提出します。市町村教育委員会は教育事務所を通じて県立学校課へ提出します。（12月上旬頃まで）

ア 小・中学校長は、〔様式26〕で市町村教育委員会へ申請します。（3月頃）

イ 市町村教育委員会は、校長と協議の上、設置が必要と判断するときは〔様式27〕に〔様式26〕の写しを添付し、当該教育事務所へ提出します。

ウ 当該教育事務所長は、〔様式28〕により特別支援学級の開級についての協議〔様式27〕を、県教育委員会教育長へ進達します。

＜注意＞ 年度途中の開級は行いません。

② 特別支援学級を閉級する場合

- ・特別支援学級を設置する小・中学校長は、早めに、市町村教育委員会に来年度の閉級の見込みを伝えます。

ア 特別支援学級を設置する小・中学校の校長は、〔様式29〕で市町村教育委員へ「特別支援学級閉級願」を提出します。

イ 市町村教育委員会は、校長と協議の上、閉級がやむを得ないときは〔様式30〕に〔様式29〕の写しを添付し、当該教育事務所へ提出します。

ウ 当該教育事務所長は、〔様式31〕により特別支援学級の閉級の副申があった旨を県教育委員会教育長へ進達します。

＜注意＞ 年度途中であっても、短期間であっても、児童生徒の在籍がなくなる場合は、速やかに報告し、手続きを行います。

<① 開級に関する書類>

[様式26]

第 号
年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長 殿

(市町村) 立 学校
校長 印

特別支援学級の開級について（申請）

このことについて、 年度より別添の特別支援学級開級に係る基礎資料のとおり
(障害種別) 特別支援学級の開級を申請します。

<別添基礎資料>

年 月 日

特別支援学級開級に係る基礎資料

(市町村) 立 学校
校長 印

① 対象児童生徒

学年	氏 名 ふ り か な	性別	保護者名	住 所

② 特別支援学級配置予定図（学校校舎平面図）

③ 特別支援学級開級予定教室平面図

④ 特別支援学級開級備品整備計画

支出予定額 ￥

開級基準設備品（内訳）

品目	数量

購入品目	数	金額

(別紙)

当該児童生徒の実態

NO	ふりがな 児童生徒(性別)	学年	障害の状況 (個別の諸検査)	学習状況	行動特性	身体状況	家庭状況 保護者の意見

※ 個別の諸検査は保護者の了解を得て実施すること

[様式27]

第 号
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

(市町村) 教育委員会教育長 印

特別支援学級の開級について（協議）

このことについて、下記のとおり特別支援学級の開級を協議します。

記

- 1 申請事項 (障害種別) 特別支援学級 1 教室
- 2 開級場所 立 学校
- 3 開級年月日 年 月 日
- 4 開級理由 立 学校に、学校教育法第81条に基づき「障害のある児童生徒の早期からの一貫した支援について（通知）」（平成25年10月4日付け25文科初第756号）に示された特別支援学級において教育を受けることが適当である児童生徒がいる。
- 5 添付書類 「特別支援学級開級に係る基礎資料」
(1) 対象児童生徒・・・実態は別紙
(2) 特別支援学級配置予定図
(3) 特別支援学級開級予定教室平面図
(4) 特別支援学級開級備品整備計画

[様式28]

第 号
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

〇〇教育事務所長 印

立 学校（障害種別）特別支援学級の開級について（進達）

このことについて、（市町村）教育委員会から、別紙のとおり協議がありました。

<② 閉級に関する書類>

[様式29]

第 号
年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長 殿

(市町村) 立 学校
校長 印

特別支援学級閉級願

このことについて、当該学級の設置が困難になりましたので、閉級を許可下さるようお願いいたします。

記

- 1 閉級予定年 年度から当分の間
 - 2 現在在籍者数 (障害種別) 特別支援学級 学年 名、 学年 名
 - 3 閉級の事由
 - 4 検討の経緯 別添の校内教育支援委員会記録(写)参照
- ※ 閉級の事由については、入級該当児童生徒数、教育相談の経緯、今後の見通し等を記述する。

[様式30]

第 号
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

(市町村) 教育委員会教育長 印

〇〇立〇〇学校(障害種別) 特別支援学級の閉級について(副申)

このことについて、〇〇学校長より別添の特別支援学級閉級願が提出されました。
(市町村) 教育委員会としては、教育支援委員会等において存続を検討してまいりましたが、閉級もやむを得ない状況であることを申し添えます。

[様式31]

第 号
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

〇〇教育事務所長 印

管内小・中学校の特別支援学級の閉級について(進達)

このことについて、(市町村) 教育委員会から、別紙のとおり下記の特別支援学級を 年度から当分の間、閉級するとの副申がありました。

記

学校名 (障害種別) 特別支援学級

(2) 特別支援学級の実態調査

全ての特別支援学級設置小・中学校は、各特別支援学級の5月1日現在の実態調査を作成します。複数の特別支援学級が設置されている場合は、学級ごとに作成します。

平成28年度の様式と記入例を示しますが、様式や内容については変更することがありますので、毎年の要項で確認してください。

○特別支援学級担任の授業時数等について

特別支援学級の担当教員については、昭和52年12月3日付次第702号「特殊学級の設置と運営について（通知）」において、「学級の授業時数の一部が学級担任以外の教員の指導による場合の学級担任の授業時間数は、学級の全授業時間の50%以上とする。ただし、中学校にあつては、学級担任の週当たりの持ち時間数を12時間以上とする。」と定めています。また、在籍児童生徒は、学級の総授業時数の50%以上の授業を受けることになっています。

(3) 中学校特別支援学級在籍生徒及び通級による指導を受けていた生徒の進路状況調査

全ての特別支援学級設置中学校は、特別支援学級の当年度卒業生の3月31日現在の進路状況調査を作成します。複数の障害種別の特別支援学級が設置されている場合は、障害種別ごとに記入します。

平成28年度の様式と記入例を示しますが、様式や内容については変更することがありますので、毎年の要項で確認してください。

平成28年度 特別支援学級の実態調査

学 校 名

[全校児童生徒数： 名、通常の学級数： 学級]

1 特別支援学級の概況

(1) 障害種別 (知的障害 肢体不自由 病弱・身体虚弱 弱視 難聴 言語障害 自閉症・情緒障害)

※該当する障害種別に、一つだけ○を付ける。

(2) 担任及び児童生徒数

担任氏名	経 験 年 数	教 職 計		内 特別支援教育計								在籍児童生徒数								学級設 置年度	
		特 別 支 援 学 校																			
		小・中 学級	障害種 別	知的	肢体	病弱	弱視	難聴	言語	自情	情緒	学習	学年	1	2	3	4	5	6		計
			特別支 援学級																		
		通級指 導教室										在籍 数									
特別支援学校教諭免許状の保有				(有 ・ 無) 障害種別 (視・聴・知・肢・病)																	

2 在籍児童生徒の実態

No.	性別	学年(入級学年)	心理検査等 (検査名・実施年月・検査機関)	障害・病名等
①				
②				
③				
④				
⑤				
⑥				
⑦				
⑧				

3 教育課程について

(1) 年間授業時数

No.	A 各教科の指導	B 領域等の指導					C 各教科等を 合わせた指 導	総 計
		道 徳	特別活動	自立活動	総合的な学習の時間	外国語活動		
①	()	()	()	()	()	()	()	()
②	()	()	()	()	()	()	()	()
③	()	()	()	()	()	()	()	()
④	()	()	()	()	()	()	()	()
⑤	()	()	()	()	()	()	()	()
⑥	()	()	()	()	()	()	()	()
⑦	()	()	()	()	()	()	()	()
⑧	()	()	()	()	()	()	()	()

※

1 一人一人の児童生徒について、授業時数を記入する。

2 () 内には特別支援学級の授業として実施する授業時数を内数で記入する。

3 知的障害特別支援学級で、児童生徒の実態に応じて各教科等を合わせた指導(日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習)を行う場合は、それらの総時数をC欄に記入する。

4 特別支援学級担任の年間担当授業時数

総 担 当 授 業 時 数	(在籍児童生徒を対象として 担任が行う授業時数 / 学級の総授業時数)	学級以外の担当学年、 教科等と時間数
	(/)	

※ 年間担当授業時数については、下記「特別支援学級担任の授業時数等について」を参照する。
※ 交流学級における担任の指導時数の考え方については、別紙「記入例」を参照する。

5 特別支援学級在籍児童生徒の授業を特別支援学級担任以外の教員が担当する年間授業時数について

No.	担当教員氏名	教科等	時 数	No.	担当教員氏名	教科等	時 数

※ 学級担任と T T で指導する教員も含めて特別支援学級在籍児童生徒に関わる全ての教員について記入する。（欄が足りない場合は追加して下さい。）
※ 時数は在籍児童生徒にかかわる時数のみ記入する。

特別支援学級担任の授業時数等について

特別支援学級の担任教員については、昭和 5 2 年 1 2 月 3 日付け指第 7 0 2 号「特殊学級の設置と運営について（通知）」において、

「 6 教 員

(2) 学級の授業時間の一部が学級担任以外の教員の指導による場合の学級担任の授業時間数は、学級の全授業時間の 50%以上とする。（ただし、中学校にあっては、学級担任の週当たりの持ち時間数を 12 時間以上とする。）」

と、定めている。以下の点に留意し、教育課程編成を行うこととする。

特別支援学級担任の授業時数等について

○ 小学校

担任は、学級の総授業時数の 5 0 % 以上の授業を行う。

在籍児童は、学級で総授業時数の 5 0 % 以上の授業を受ける。

○ 中学校

担任は、年間 4 2 0 時間（週当たり 1 2 時間）以上、学級の授業を行う。

在籍生徒は、学級で総授業時数の 5 0 % 以上の授業を受ける。

※ 学級運営に当たっては、在籍児童生徒同士のかかわり等について十分考慮する。

例示 小学校知的障害特別支援学級：3 人在籍の例 (児童：a b c)

	月	火	水	木	金
1	a b c	a c	a b c	b c	a b c
2	a b	a	b c	a c	
3	c	a b	a b c		a
4	c			b	a c
5	a b	b c		a b c	b
6			a c	a b	

全授業 2 8 時間

網 掛 け：担任の授業
在籍児童全員
在籍児童の一部

網掛け無し：担任以外の教員の授業

空 欄：全員交流学級で授業

1 4 時間
5 時間
9 時間（個別指導）
8 時間
6 時間

平成28年度 特別支援学級の実態調査

該当する障害種別に
一つだけ○を付ける。

学 校 名

[全校児童生徒数： 名、通常の学級数： 学級]

1 特別支援学級の概況

- (1) 障害種別 (知的障害 肢体不自由 病弱・身体虚弱 弱視 難聴 言語障害 自閉症・情緒障害)
(2) 担任及び児童生徒数

担任氏名	経 験 年 数	教 職 計		2 1		内 特別支援教育計				8		在籍児童生徒数								学級 設置 年度
		特 別 支 援 学 校				4														
小・中 学 校		障害種 学級	知的	肢体	病弱	弱視	難聴	言語	自情	情緒	学習	学年	1	2	3	4	5	6	計	S 52
		特別支援学級	2						2			在籍数								
	通級指導教室												2	1	1		1	5		
経験年数は、H28.3.31 現在。昨年度提出のものと照合するなど正確に記入する。		特別支援学校教諭免許状の保有				(有 ・ 無) 障害種別 (視・聴・知・肢・病)														

該当するところ
に○を付ける。

検査名、実施年月、検査機関を ()
書きで必ず記入する。測定できない場合は、「測定不可」と記入する。未測定の場合はその理由を記入する。

それぞれの障害の具体的な程度や状況、病名等を記入する。
・知的障害の場合は併せ有する障害等
・弱視の場合は視力等、難聴の場合は聴力の程度
・言語障害の場合は、構音障害や吃音等

2 在籍児童生徒の実態

No.	性別	学年(入級学年)	心理検査等 (検査名・実施年月・検査機関)	障害・病名等
①	男	2 (1)	IQ67(田中ビネー・H25.6・児童相談所)	軽度精神発達遅滞、てんかん
②	女	3 (1)	IQ65(WISC-III・H26.9・総教セ)	知的障害、自閉症
③	女	5 (3)	IQ60 (教研式・H27.7・校内)	診断なし。読み書きの全般的な遅れ(小学校1年生程度)

- ・障害名、病名は病院や医師の診断を受けることができる専門機関(専門家チーム、児童相談所)による判断や診断がある場合のみ記入する。
・医師等の診断がない場合は、「診断なし」と書き、困難の具体を記入する。

3 教育課程について

(1) 年間授業時数

No.	A 各教科の指導	B 総合的な学習の時間を設ける。					C 各教科等を合わせた指導	総 計
		道 徳	特別活動	自立活動	総合的な学習の時間	外国語活動		
①	・全員について記入する。 ・「2 在籍児童生徒の実態」 の No. と対応していること							980 (700)
②								
③								
④								

上段:総授業時数
下段:学級で受ける
授業時数

() 内の数字が総
授業時数の 50%以上になること。

- ・全員について記入する。
・「2 在籍児童生徒の実態」のNo.と対応していること

上段:総授業時数
下段:学級で受ける
授業時数

()内の数字が総
授業時数の50%以上になること。

- ※ 1 一人一人の児童生徒について、授業時数を記入する。
2 ()内には特別支援学級の授業として実施する授業時数を内数で記入する。
3 知的障害特別支援学級で、児童生徒の実態に応じて各教科等を合わせた指導(日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習)を行う場合は、それらの総時数をC欄に記入する。

4 特別支援学級担任の年間担当授業時数

総担当 授業時数	在籍児童生徒を対象として 担任が行う授業時数	学級の総授業時数	学級以外の担当学年、 教科等と時間数
840	700	945	2年図画工作 70 4年音楽 70

小学校は学級の総授業時数の50%以上の授業を行う。
中学校は年間420時間（週当たり12時間）以上、学級の授業を行う。

特別支援学級担任が、交流学級において、特別支援学級在籍児童生徒を指導する場合も含める。

特別支援学級担任が、特別支援学級在籍児童生徒を含めて交流学級の授業を行う場合も含める。

5 特別支援学級在籍児童生徒の授業を特別支援学級担任以外の教員が担当する年間授業時数について

No.	担当教員氏名	教科等	時数	No.	担当教員氏名	教科等	時数
1	〇〇 〇〇	図画工作	60	2	〇〇 〇〇	社IT	70

学級担任とITで指導する教員も含めて特別支援学級在籍児童生徒に関わる全ての教員について記入する。

ITで指導する場合は、「IT」と記入する。

時数は在籍児童生徒に関わる時数のみ記入する。

提出時に両面1枚におさまらない場合は、点線より下の部分を削除してください。

特別支援学級担任の授業時数等について

特別支援学級の担任教員については、昭和52年12月3日付け指第702号「特殊学級の設置と運営について（通知）」において、

「6 教 員

(2) 学級の授業時間の一部が学級担任以外の教員の指導による場合の学級担任の授業時間数は、学級の全授業時間の50%以上とする。（ただし、中学校にあっては、学級担任の週当たりの持ち時間数を12時間以上とする。）」

と、定めている。以下の点に留意し、教育課程編成を行うこととする。

特別支援学級担任の授業時数等について

- 小学校
担任は、学級の総授業時数の50%以上の授業を行う。
在籍児童は、学級で総授業時数の50%以上の授業を受ける。
- 中学校
担任は、年間420時間（週当たり12時間）以上、学級の授業を行う。
在籍生徒は、学級で総授業時数の50%以上の授業を受ける。

※ 学級運営に当たっては、在籍児童生徒同士のかかわり等について十分考慮する。

例示 小学校知的障害特別支援学級：3人在籍の例 (児童：a b c)

	月	火	水	木	金
1	a b c	a c	a b c	b c	a b c
2	a b	a	b c	a c	
3	c	a b	a b c		a
4	c			b	a c
5	a b	b c		a b c	b
6			a c	a b	

全授業28時間

網 掛 け：担任の授業

14時間

在籍児童全員

5時間

在籍児童の一部

9時間（個別指導）

網掛け無し：担任以外の教員の授業

8時間

空 欄：全員交流学級で授業

6時間

平成27年度中学校特別支援学級在籍生徒及び通級による指導を受けていた生徒の進路状況調査

平成28年3月31日現在

() 中学校

【特別支援学級】

特別支援学級の 障害種別	卒業者数	進学者数						就職	在宅者数 (含家事)	施設等 入所者数	進学先高等学校名 特別支援学校名 入所施設名 就職先事業所名 等
		特別支援 学校高等 部	高等学校				各種学校				
			県立	私立							
				全日制	定時制						

※ 複数の特別支援学級が設置されている場合は、学級毎に記入する。

※ 卒業生がいない場合は、卒業者数欄に「0」を記入する。

※ 同じ学校に複数の生徒が進学した場合は、人数を()で記入する。

【通級指導教室】

通級指導教室の 障害種別	卒業者数	進学者数						就職	在宅者数 (含家事)	施設等 入所者数	進学先高等学校名 特別支援学校名 入所施設名 就職先事業所名 等		
		特別支援 学校高等 部	高等学校			各種学校							
			県立	私立	定時制								
												全日制	定時制

※ 卒業生がいない場合は、卒業者数欄に「0」を記入する。

※ 通級指導教室が設置されていない場合は、斜線を引く。

※ 同じ学校に複数の生徒が進学した場合は、人数を()で記入する。

Ⅲ 通級による指導

Ⅲ 通級による指導

1 通級による指導の概要

(1) 通級による指導とは

通級による指導とは、通常の学級に在籍し、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態に応じた特別な指導を、週1～8単位時間特別な指導の場（いわゆる通級指導教室）で行うもので、小学校と中学校で行われています。

(2) 通級による指導の障害の種類

通級による指導は、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、肢体不自由、病弱・身体虚弱の子供を対象としています。

富山県では、小学校には言語障害通級指導教室、情緒障害通級指導教室、学習障害通級指導教室が設置され、中学校には学習障害通級指導教室が設置されています。

弱視と難聴については、特別支援学校（富山視覚総合支援学校、富山聴覚総合支援学校、高岡聴覚総合支援学校）で通級による指導を行っています。

(3) 通級による指導の内容と指導時間

通級による指導においては、障害の状態の改善または克服を目的とする指導（自立活動の指導）を必ず行い、特に必要な場合に、障害の状態に応じて各教科の指導を補充するための特別の指導（各教科の補充）を行います。ここでいう各教科の補充とは、障害の状態に応じた特別の補充指導であって、単なる教科の遅れを補充する指導ではないことに注意が必要です。

通級による指導の指導時間は、自立活動と各教科の補充等の指導を合わせて、合計年間35単位時間から年間280単位時間以内の範囲（週当たり1～8単位時間まで）で行うことができます。ただし、学習障害及び注意欠陥多動性障害の子供については、年間授業時数の上限は他の障害種別と同じにするものの、月1単位時間単位でも指導上の効果が期待できる場合もあることから、年間10単位時間（月1単位時間程度）が下限とされています。

(4) 通級による指導の対象者

通級による指導の障害の種類及び程度は、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成25年10月4日付け25文科初第756号）で示されています。

ア 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

イ 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ウ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

カ 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

キ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ク 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

2 障害種別の通級による指導

(1) 通級による指導（言語障害）

① 言語障害とは

言語障害とは、発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状況であること、また、そのため本人が引け目を感じるなど社会生活上不都合な状態であることをいいます。

② 通級による指導（言語障害）の対象

言語に障害のある状態は様々ですが、通級による指導が適切と考えられる子供については、口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のあるもの、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のあるもの、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがあるものなどが考えられます。

対象となる障害の程度は以下のように示されています。

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

- ・「構音障害」とは、話し言葉の使用において、「さかな」を「たかな」、あるいは「たいこ」を「たいと」などのように、一定の音をほぼ習慣的に誤って発音する状態を指します。構音障害は原因となる事柄から「器質的」「機能的」と分類されます。
- ・「器質的な構音障害」とは、口唇、舌、歯等の構音機能の構造や、それらの器官の機能の異常が原因となって生ずる構音障害です。
- ・「機能的な構音障害」とは、聴覚や構音器官などに器質的な疾患がなく、成長過程での構音の習得において間違った構音が固定したと考えられる障害です。音韻障害と呼ばれることもあります。
- ・「吃音」とは、自分で話したい内容が明確にあるにもかかわらず、また構音器官のまひ等がないにもかかわらず、話そうとするときに、同じ音の繰り返しや、引き延ばし、声が出ないなど、いわゆる流暢さに欠ける話し方をする状態をいいます。

③ 通級による指導（言語障害）の指導の内容

言語障害のある子供に対する通級による指導は、個々の言語機能の障害の状態を改善することを目的として行われますが、対象となる子供の有する課題が複雑多岐にわ

たっているため、個々の子供の障害の状態に即した特別な指導が必要です。したがって、子供の言語及びコミュニケーション能力等についての実態を十分把握した上で、指導の方針を決めることが必要です。

指導の内容としては、正しい音の認知や模倣、構音器官の運動の調整、発音・発語の指導など構音の改善に関わる指導、遊びの指導・劇指導・斉読法などによる話し言葉の流ちょう性を改善する指導、遊びや日常生活と体験を結び付けた言語機能の基礎的事項に関する指導等が考えられます。

また、言語の障害は、子供の対人関係等生活全般に与える影響が大きいことから、話すことの意欲を高める指導、カウンセリング等も必要となるでしょう。

通級による指導は、個別指導が中心となります。なお、指導に当たっては、コンピュータや視聴覚機器等の教材・教具を有効に活用し、指導の効果を高めることが大切です。

また、言語障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服のためには、学校における特別の指導の下に、生活場面で継続的に発音・発語の練習を行う必要があり、学級担任及び家庭との連携を密接に図ることが大切です。さらに、器質的な障害のある子供については、医療機関等との連携を図ることも大切です。

④ 教科の補充指導の具体的内容

言語障害については、自分の考えをまとめ他人に伝える点に困難な面があり、補充指導が必要となる場合があります。

○国語及び英語

- ・教科書の文章の音読に関し、的確な発音で、かつスムーズに行うことができるようにする指導

○社会（及び生活又は総合的な学習の時間）

- ・社会科等の授業の中で、実際に作業したり、体験したりしたことをまとめて発表する際に、要領よくかつ適切に話せるようにする指導

○音楽

- ・歌唱に関し、的確な発音で、かつスムーズに行うことができるよう自信を持たせる指導

⑤ 教室の環境の整備等

言語障害により通級による指導を受ける子供は、例えば、小学校であれば低学年から高学年までにわたり、また、自校通級もあれば他校通級もあるなど様々です。このように多様な通級の実態があることから、子供たちが、気持ちよく通級することができるよう、教室の掲示物を整えたり、ゲーム等の遊具を用意したりすることが必要です。

また、付き添う保護者が待っていたり、会話を交わしたりすることができるような環境を用意することも望まれます。言語障害の場合には、家庭での保護者等のかかわりが障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服に重要な役割を担っていることから、様々な機会を見つけて、指導に対する理解や適切なかかわりを促したりするこ

とが大切です。

必要に応じて整備することが望ましい備品等としては、次のことが考えられます。

- ・個別指導が多いことから、適切な広さの小部屋が必要になります。また、小集団でゲーム等を行いながら会話を促すなどの指導もあることから、種々の遊具やプレイルームが必要になります。
- ・子供の実態を把握するための各種の検査器具が必要です。（発達検査や言語能力検査等）
- ・最近では、コンピュータを活用して楽しみながら会話を交わしたり、自ら発音・発語の学習に取り組んだりすることのできるソフトウェアも開発されています。

⑥ 特別支援学校のセンター的機能の活用

富山県立富山聴覚総合支援学校（県東部を対象）及び富山県立高岡聴覚総合支援学校（県西部を対象）のセンター的機能を活用し、通級による指導を受ける子供の実態把握やその言語障害の状態に合わせた指導の在り方、通級指導教室の学習環境や学習内容等についての指導・助言を求めることが有効です。

(2) 通級による指導（自閉症）

① 自閉症とは

自閉症とは、

- ・ 他人との社会的関係の形成の困難さ
- ・ 言葉の発達の遅れ
- ・ 興味や関心が狭く特定のものにこだわること

を特徴とする発達の障害です。その特徴は、3歳くらいまでに現れることが多いですが、小学生年代まで問題が顕在しないこともあります。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されています。

② 通級による指導（自閉症）の対象

自閉症又はそれに類似する障害のために、通常の学級における授業におおむね参加できるものの、対人関係や行動上の問題の改善のための特別の指導や教科の補充的指導などを一部必要としている状態の子供です。

対象となる障害の程度は以下のように示されています。

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

③ 通級による指導（自閉症）の指導の内容

自閉症は、他者との社会的な関係を形成することに困難を伴い、それに、しばしばコミュニケーションの問題や行動上の問題、学習能力のアンバランスを併せ有することもあり、通常の学級での一斉指導だけでは十分な成果が上げられない場合もあります。そのような場合には、円滑なコミュニケーションのための知識・技能を身に付けることを主な指導内容とした個別指導が必要です。

さらに、個別指導で学んだ知識・技能を一般化する場面として、小集団指導（グループ指導）を行うことも効果的です。その指導では、個別指導で学んだ知識・技能を音楽や運動、ゲームや創作活動などの実際の、具体的な場面で活用、適用して、実際の生活や学習に役立つようにするとともに、学校の決まりや適切な対人関係を維持するための社会的ルールを理解することなど、社会的適応に関することを主なねらいとします。なお、指導に当たっては、視聴覚機器等の教材・教具を有効に活用し、指導の効果を高めることが大切です。

④ 教科の補充指導の具体的内容

高機能自閉症やアスペルガー症候群のある子供は、全体的には知的発達に遅れはないものの知覚、記憶、推論、問題解決などにアンバランスが見られます。そのため、得意な教科とそうでない教科では、学習の定着にも大きな違いがでてきます。子供一

人一人の特性を踏まえて、つまずき等の状態に応じた教科の補充指導を実施する必要があります。その際、言葉や仕草の意味の理解、状況の把握や理解などを促すための指導も必要です。

なお、高機能自閉症やアスペルガー症候群のある子供の一部には、身体全体の動きや微細な動きにぎこちなさが見られる場合があることから、楽器の演奏や絵画、運動などについて、円滑な活動を促すための補充指導が必要となることがあります。

⑤ 教室の環境の整備等

教室の環境は、自閉症の障害特性を考慮すると、外部からの音や視覚的な刺激が遮断される個別指導用の部屋が必要な場合があります。それが用意できない場合は、衝立や棚、ロッカーなどで仕切ったブースで対応することも可能です。どちらも、注視・追視・傾聴しやすいよう配色や掲示、備品の配置などに留意することが大切です。

また、個別指導以外に、小集団による指導が可能なスペースやプレイルーム、多目的室などが必要な場合があります。パニックを起こした子供が落ち着く場所として、3畳程度のスペースがあると子供が落ち着くためのカームダウン（クールダウン）エリアとして利用することができます。そうした環境については、子供の年齢及び指導の時期や指導内容などを考慮し、子供の状態に応じて柔軟に対応することが重要です。

自閉症のある子供に対する指導を行う場合は、心理検査や行動観察などの十分な実態把握から指導目標や指導内容が決められます。特に自閉症の中核的な障害であるといわれている社会性の問題については、個別指導と小集団による指導を適切に組み合わせることで効果が上がります。

通級指導教室における自閉症の指導において整備することが望ましいと考えられる教材や備品等は、以下の通りです。

- ・ 検査器具類（個別知能検査、知覚・認知検査、運動能力検査、言語能力検査等）
- ・ 運動器具類（粗大運動や小集団学習指導など）
- ・ 各種写真・絵カード類（ソーシャルスキルトレーニングや言語・コミュニケーション指導など）
- ・ 情報機器類（コンピュータや学習支援ソフト類など）
- ・ 学習教材作成機器類（デジタルカメラやイメージスキャナなど）

⑥ 特別支援学校のセンター的機能の活用

地域の特別支援学校のセンター的機能を活用し、通級による指導を受ける子供の実態把握やその障害の状態に合わせた指導の在り方、通級指導教室の学習環境や学習内容等についての指導・助言を求めることが有効です。

(3) 通級による指導（情緒障害）

① 情緒障害とは

情緒障害とは、状況に合わない感情・気分が持続し、不適切な行動が引き起こされ、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に適応できなくなる状態をいいます。

情緒障害教育の対象は、その障害により、社会的適応が困難となり、学校などで集団活動や学習活動に支障のある行動上の問題を有する子供であり、主として心理的な要因の関与が大きいとされている社会的適応が困難である様々な状態を総称するもので、選択性かん黙、その他の状態（重症型のチックで薬物療法の効果が見られない事例など）の子供です。

なお、広義の情緒障害に含まれている非行は、情緒障害教育の対象とはなっていません。

② 通級による指導（情緒障害）の対象

選択性かん黙等の状態が比較的軽く、通常の学級の授業におおむね参加できるものの、社会的適応のための特別の指導や教科の補充指導を一部必要としている子供です。

対象となる障害の程度は以下のように示されています。

主として心理的要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級で学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

「選択性かん黙」とは、一般に、発声器官等に明らかな器質的・機能的な障害はないが、心理的な要因により、特定の状況（例えば、家族や慣れた人以外の人に対して、あるいは家庭の外など）で音声や言葉を出せず、学業等に支障がある状態です。

③ 通級による指導（情緒障害）の指導の内容

選択性かん黙等のある子供については、情緒障害の状態になった時期や、その要因などに応じて中心となる指導内容が異なります。

例えば、カウンセリング等を中心とする時期、緊張を和らげるための指導を行う時期、学習空白による遅れなどを補いながら心理的な不安定さに応じた指導を行って自信を回復する時期と、これらの段階に応じて、障害の要因を踏まえた指導内容を適切に組み合わせて指導することが重要です。

④ 教科の補充指導の具体的内容

情緒障害のある子供は、不登校になってしまったり、集団の中では極度の緊張状態に陥ってしまったりすることなどにより、授業を受けていない時間や時期が多くなり

がちです。また、登校できるようになっても、学習内容が十分に定着していないことから、再度、不登校の状態に戻ってしまうこともあります。そのため、未習得の学習内容の定着のために教科の補充指導が必要になります。その内容は、個々の子供の情緒障害の状態等を踏まえ、補充が必要な教科と具体的な指導内容を選定し、継続して補っていくことが重要です。

⑤ 教室の環境の整備等

学校の中の教室の位置は、保護者の送迎や他校通級も考慮し、学校の出入り口から近い場所であることが大切であるとともに、選択性かん黙等のある子供の心理的な不安定さを考慮し、「通級指導教室」への出入りが目立たないようにしたり、特別の出入り口を設けたりすることも大切です。

教室の環境については、選択性かん黙等のある子供は、校内で安心してリラックスできる場が必要で、人の出入りを感じさせない環境構成が重要です。また、教科の補充指導や心理的な安定を図るカウンセリング的な指導を行う場所は、入り口からは見えにくい場所が望ましいといえます。さらには、気持ちを落ち着けることができる配色や質感に留意することが必要です。

選択性かん黙等のある子供が、リラックスできる場や学習を受け入れやすくする環境を設定するためには、また、それらの子供の状態を適切に把握するためには、次のような備品等の整備が考えられます。

- ・ 検査器具（個別知能検査、性格検査等）
- ・ 教育相談関係用具（衝立、ソファ等）
- ・ 遊具や運動器具
- ・ 音楽関係器具（楽器やCDプレーヤーなど）
- ・ 指導教材・教具

⑥ 特別支援学校のセンター的機能の活用

地域の特別支援学校や病弱の特別支援学校のセンター的機能を活用し、通級による指導を受ける子供の実態把握やその障害の状態に合わせた指導の在り方、通級指導教室の学習環境や学習内容等についての指導・助言を求めることが有効です。



(4) 通級による指導（弱視）

① 視覚障害とは

視覚障害とは、視機能の永続的な低下により、学習や生活に支障がある状態をいいます。学習では、動作の模倣、文字の読み書き、事物の確認の困難等があります。生活では、移動の困難、相手の表情等が分からないことからコミュニケーションの困難があります。

② 通級による指導（弱視）の対象

教科等の学習は、通常の学級でほぼ支障なく行うことができる程度の視覚障害の子供の場合、通常の学級において視覚の障害に留意した指導を行います。併せて、通級による指導を行うこともできます。

対象となる障害の程度は以下のように示されています。

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

- ・「拡大鏡」とは、視力矯正後でも物体の認識力が低い場合に使用する弱視レンズ類を意味し、屈折異常を矯正するのみで拡大する機能のない眼鏡とは異なります。また、「等」とは、単眼鏡、遮光眼鏡等を指すものであり、拡大読書器のような装置となるものは含みません。
- ・「通常の文字」とは、小・中学校の検定教科書等において通常使用される大きさの文字をいい、「図形等」は、検定教科書で使用される程度の大きさの図形や写真、グラフなどを意味するほか、映像を含む通常の教材や日常生活にある事物の形状等も含まれています。
- ・「視覚」とは、視力、視野、光覚(明順応、暗順応)などの視機能を総称したものです。
- ・「視覚による認識が困難な程度のもの」とは、小・中学校の通常の学級に在籍する子供に比べて通常の文字等の認識に時間を要するとともに、特定の教科等の学習が通常の学級においては支障があり、かつ障害による学習又は生活上の困難を改善・克服するための指導が系統的・継続的に必要な子供を指しています。

③ 通級による指導（弱視）の指導内容

通級による指導の内容は、主として視覚認知、目と手の協応動作、視覚補助具の活用等の指導が中心となりますが、国語における新出漢字や文章の読み書きの指導、算数・数学の図形に関する指導や社会科の地図の指導など、視覚的な情報収集や処理の方法を指導しなければ効果的に学習活動を行うことができない教科内容、理科や家庭科の実験・観察や実習など個別に配慮が必要な教科内容等については、補充的な指導を行うことも必要となります。また、通常の学級における学習や生活を円滑に行うために、適切な明るさ等自ら整えることができるようにすることも大切です。

通級による指導は、個別指導を原則としますが、場合によってはグループ指導を組み合わせることもあります。いずれの場合においても、視覚補助具や視聴覚機器の教材・教具を有効に活用し、指導の効果を高めることが必要です。

④ 教科の補充指導の具体的内容

弱視については、視覚的に複雑なパターンの認識等で学習上の困難な面があり補充指導が必要となる場合があります。必要に応じて弱視レンズ等の補助具を活用します。

○国語

- ・漢字の読み書きの指導（形の似た漢字や画数の多い漢字を中心とした指導）
- ・長文の読み書きの指導

○算数（数学）

- ・図形やグラフなどの指導（図形を正しくかく、細かい目盛りを正確に読み取る指導など）

○社会

- ・地図指導（複雑な地図を正確に読み取る、白地図に記入する指導など）

○理科

- ・観察・実験の指導（野外観察、実験器具の取扱い、複雑な実験内容の理解を補うための指導など）

○図画工作、美術、技術・家庭

- ・各種用具類の使い方、色に対する指導、細かい作業を正確・安全に行うための指導など

○体育（保健体育）

- ・器械運動、球技、ダンス等見えにくさのために困難が生じる運動の指導

⑤ 教室の環境の整備等

教室の照明（300～700ルクスの照度）や机上照明（電気スタンド等の個人用の照明機器）を整えて、子供一人一人にあった照度を調整することが必要です。その際、明る過ぎるとかえって見えにくくなる眼疾患もあるので、直射日光を避けたり、窓等横からの光を調節したりするためのカーテン等を設置する必要があります。

必要に応じて整備することが望ましい備品としては、次のものが考えられます。

- ・各種の拡大教材
- ・各種の弱視レンズ類：近くや遠くの文字や絵、図などを拡大してみるためのレンズ類（遠用と近用の弱視レンズに大別され、形状や倍率の異なる各種のものがある）
- ・拡大読書器：カメラで映した映像をモニター画面上に大きく写し出す機器。4～25倍程度の高倍率の拡大が可能で、カラー、モノクロ、白黒反転等、写し出す像を調整
- ・書写台・書見台：良い姿勢で読書や作業を行えるように傾斜をつけた机や台

⑥ 富山県における弱視の通級指導教室

富山県では、富山県立富山視覚総合支援学校において、弱視の子供を対象とした通級による指導を行っています。

(5) 通級による指導（難聴）

① 聴覚障害とは

聴覚障害とは、身の回りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態をいいます。聴覚障害がある子供たちは、できるだけ早くから適切に対応を行い、音声言語をはじめその他多様なコミュニケーション手段を活用して、その可能性を最大限に伸ばすことが大切です。

② 通級による指導（難聴）の対象

聴覚障害が比較的軽度の者で、教科等の学習は、通常の学級でほぼ支障なく行うことができる程度の聴覚障害の子供の場合、通常の学級において聴覚の障害に留意した指導を行います。併せて、通級による指導を行うこともできます。

対象となる障害の程度は以下のように示されています。

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

- ・補聴器等の「等」は、人工内耳を指しています。
- ・「通常の話声」とは、人が通常の会話の中で使用する話し声のことであり、大声やささやき声とは区別して用いています。
- ・「話声を解することが困難な程度」とは、補聴器等を使用した状態で通常の会話における聞き取りが部分的にできにくい状態を意味しています。小・中学校での特定の教科等の学習において、聴覚活用や音声言語の理解について支障があり、かつ障害を改善・克服するための特別な指導を系統的・継続的に行う必要のある子供で、通常の学級の教科等の学習におおむね参加できることを指しています。
- ・「一部特別な指導を必要とするもの」とは、障害を改善・克服するための特別な指導や教科の補充指導が部分的・継続的に必要な子供を指します。

③ 通級による指導（難聴）での指導

通級による指導の対象となる子供の指導においては、保有する聴力の活用が優先されます。保有する聴力の活用にあたっては、まず補聴器等を適切に装用する指導があげられ、次いで、聴覚学習として聞く態度の育成、聞き取りの練習、音声の聴取及び弁別の指導等が必要となります。また、言語指導にあたっては、日常の話し言葉の指導、語彙拡充のための指導、言語概念の形成を図る指導、日記等の書き言葉の指導などが挙げられます。さらに、難聴に対する自分なりの受け止め、周囲の人たちの思いなどについても理解を深めることにより、通常の学級における学習や生活を円滑に行うことができるようにするための援助や助言等も必要です。

通級による指導は、個別指導を原則とし、必要に応じてグループ指導を組み合わせることが効果的です。例えば、言語指導における発音・発語の指導や音声等の聴取及び弁別の指導などは、その指導内容が一人一人の障害の状態に即することが必要であるため、個別指導が中心となります。グループ指導は、ルールや常識等を理解するための集団活動や教科等の補充的指導等において行われる場合が多いでしょう。

いずれにおいても、コンピュータや視聴覚機器等の教材・教具を有効に活用し、指導効果を高めることが大切です。

④ 教科の補充指導の具体的内容

難聴については、抽象的な概念の理解の点等で学習上の困難があり、補充指導が必要となる場合があります。

○国語（及び英語）

- ・新出漢字の意味・用法を、子供の言語力に応じて、的確に理解させ、定着させるための指導
- ・文章の読解に関し、生活経験と結び付けたり、事典等を活用したりしながら、言語力に応じた読み取りができるようにする指導
- ・文章の音読に関し、発音に留意しながらできるだけ正確に読めるようにする指導

○算数（数学）

- ・文章問題については、算数独特の言いまわしがあり、それらについて、絵や具体物を活用するなどの工夫を行い、場面や立式の理解を図る指導
- ・算数の用語、記号に関して、その読み方、用い方について、生活との関連を図りながら理解させる指導

○音楽

- ・歌唱、器楽の演奏に関して、補聴器等を活用しながら、より適切に行うことができるようにする指導

⑤ 教室の環境の整備等

身近な音に興味をもち、それを聞き分けることができるようにするためには、様々な音が耳に入るような環境も必要ですが、一方では、集中して聞く態度を育てるために、余計な音が耳に入らないよう防音に留意した環境も必要です。例えば、二重窓にするなどして、CD等による聞き分けの指導が適切に行えるようにすることが大切です。

難聴の子供は、唇の動きや表情の変化を的確に捉えて、会話の内容を類推する必要があることから、部屋の明るさにも留意する必要があります。

一般的には、個別指導が多いことから、会話や聞き取り、発音指導、教科の補充指導等が適切に行えるような小部屋を、また、必要に応じて小集団でゲームなどが行えるようにプレイルームを、それぞれ用意することが望まれます。

必要に応じて整備することが望ましい備品等としては、次のものが考えられます。

- ・騒音計を用いて、教室の騒音の状況を把握するとともに、カーテンや壁の材質を工夫するなどして、適切な音環境の整備に努める必要があります。
- ・子供の実態を把握するための各種の検査機器や装置が必要です。（発達検査や言語検査、聴力検査装置、補聴器を調整するための装置等）
- ・聞き取りの指導や発音指導のための器具や機器（定音圧聴能指導器やコンピュータを活用した聞き取り用のソフトウェア、移動式の鏡や発音直視装置等）

⑥ 富山県における難聴の通級指導教室

富山県では、富山県立富山聴覚総合支援学校及び富山県立高岡聴覚総合支援学校において、難聴の子供を対象とした通級による指導を行っています。

(6) 通級による指導（学習障害）

① 学習障害とは

学習障害（LD：Learning Disabilities）とは、基本的には、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものです。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されますが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接的な原因となるものではありません。

② 通級による指導（学習障害）の対象

聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する等の学習に必要な基礎的な能力のうち、一つないし複数の特定の能力についてなかなか習得できなかつたり、うまく発揮することができなかつたりすることによって、学習上、様々な困難に直面している状態で、知的な遅れのない子供を対象としています。

対象となる障害の程度は以下のように示されています。

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

- ・「聞く能力」とは、他人の話を正しく聞き取って、理解すること
- ・「話す能力」とは、伝えたいことを相手に伝わるように的確に話すこと
- ・「読む能力」とは、文章を正確に読み、理解すること
- ・「書く能力」とは、文字を正確に書くこと、筋道を立てて文章を作成すること
- ・「計算する能力」とは、暗算や筆算をすること、数の概念を理解すること
- ・「推論する能力」とは、事実をもとに結果を予測したり、結果から原因を推し量ったりすること

③ 通級による指導（学習障害）での指導

○聞くことの指導

先生の指示をしっかりと聞いて理解することが苦手な場合には、興味・関心のある題材等を活用して、できるだけ注意を持続させたり、音量に配慮したりして、注意深く話を聞かせる指導等があります。

○話すことの指導

自分の話したい内容をしっかりと伝えることが苦手な場合には、あらかじめ、話したいことをメモしておくなどの工夫をして、書かれたものを見ながら自信をもって話をさせる指導等があります。

○読むことの指導

文章を読み上げることや内容を理解することが苦手な場合には、書いてある文字をゆっくり見極めながら音読する指導や、漢字やアルファベットを大きく表すなどして、細かな形の違いを見極めながら読む指導があります。また、読解においては、指示語の理解を図る指導や書かれた事実を正確にとらえさせる指導、図解して主題や要点をとらえさせる指導等があります。

○書くことの指導

文字を正確に書き取ることが苦手な場合には、間違えやすい文字やアルファベットを例示するなどして、本人に意識させながら正確に書く指導や、経験を思い出しながらメモし、それを見ながら文章を書く指導、読み手や目的を明確にして書く指導等があります。

○計算することの指導

暗算や筆算をすることや数の概念を理解することが苦手な場合には、身近な事象をもとに、数概念を形成する指導や数概念を確認しながら計算力を高める指導、文章の内容を図示するなどしてその意味を理解させながら文章題を解く指導等があります。

○推論することの指導

事実から結果を予測したり、結果から原因を推測することが苦手な場合には、図形を弁別する指導や空間操作能力を育てる指導、算数や数学で使われる用語（左右、幅、奥行き等）を理解させる指導、位置関係を理解させる指導等を通して、推論する力を育てる指導等があります。

これらのほかにも、社会的技能や対人関係に関わる困難を改善・克服するための指導として、ソーシャルスキルトレーニングがあります。その際には、グループ指導を活用することも有効です。さらに、障害の理解を図り、自分が得意なこと・不得意なことを子供に自覚させる指導も大切です。

④ 教科の補充指導の具体的内容

聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力において、一部又は複数の著しい困難がある場合には、それが国語や算数、数学、英語等の各教科の学習に影響することがあるため、子供のつまずきの状態に応じた教科の補充指導が必要になります。

なお、手先が不器用な場合には、楽器演奏や絵画制作、運動機能等に関して、主体的な活動を促すための補充指導等も考えられます。

⑤ 教室の環境の整備等

教室の環境としては、LDの子供が安心して学習できる環境が必要であり、そのために教室内の色調、照明、隣の教室からの話し声などの雑音、音楽室からの音等に配慮することが必要です。LDの子供は、学習上の失敗を数多く経験して自信を失っていることが多いので、学習する場は入り口や窓から見えにくい場所や、外部からの視線をさえぎることができるような場所が望ましいでしょう。

個々の認知の特性に応じた指導は個別に行うことが多いと考えられますが、他者との関わり方や集団の中での好ましい行動を身に付けるための指導などは小集団で指導することが効果的だと考えられますので、個別学習のための空間とグループ学習の場を確保できるようにすることが必要です。

また、位置や空間を把握するためには、自分の身体を大きく動かして学習する指導も効果的ですから、身体を大きく動かすことのできる空間も確保しておく必要があります。

必要に応じて整備しておくことが望ましい備品等としては、次のものが考えられます。

- ・各種心理検査器具類
- ・コピー機各種計算機、コンピュータ
- ・録音再生機器やマイク
- ・少人数で行うゲーム類

⑥ 特別支援学校のセンター的機能の活用

地域の特別支援学校のセンター的機能を活用し、通級による指導を受ける子供の実態把握やその障害の状態に合わせた指導の在り方、通級指導教室の学習環境や学習内容等についての指導・助言を求めることが有効です。

(7) 通級による指導（注意欠陥多動性障害）

① 注意欠陥多動性障害とは

注意欠陥多動性障害（ADHD：Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder）とは、年齢あるいは発達に釣り合いなない注意力、又は衝動性・多動性を特徴とする障害であり、社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す状態です。通常7歳以前に現れ、その状態が継続するものであるとされています。注意欠陥多動性障害の原因としては、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されています。

一定程度の不注意、又は衝動性・多動性は、発達段階の途上においては、どの子供においても現れ得るものです。しかし、注意欠陥多動性障害は、不注意、又は衝動性・多動性を示す状態が継続し、かつそれらが社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す程度の状態を指します。

② 通級による指導（注意欠陥多動性障害）の対象

おおよそ、身の回りの特定のものに意識を集中させる脳の働きである注意力に様々な問題があり、又は、衝動的で落ち着きのない行動により、生活上、様々な困難に直面しており、知的発達に遅れのない子供を対象としています。

対象となる障害の程度は以下のように示されています。

年齢又は発達に釣り合いなない注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

- ・「不注意」とは、気が散りやすく、注意を集中させ続けることが困難であったり、必要な事柄を忘れやすかったりすること
- ・「衝動性」とは、話を最後まで聞いて答えることや順番を守ったりすることが困難であったり、思いつくままに行動して他者の行動を妨げてしまったりすること
- ・「多動性」とは、じっとしていることが苦手で、過度に手足を動かしたり、話したりすることから、落ち着いて活動や課題に取り組むことが困難であること

③ 通級による指導（注意欠陥多動性障害）での指導

○不注意による間違いを少なくする指導

不注意な状態を引き起こす要因を明らかにする努力が大切です。その上で、例えば、刺激を調整し、注意力を高める指導、また、情報を確認しながら理解することを通して自分の行動を振り返らせる指導等があります。

○衝動性や多動性を抑える指導

指示の内容を具体的に理解させたり、手順を確認したりして、集中して作業に取り組ませるようにする指導や、作業や学習等の見通しをもたせるなどして集中できるようにする指導もあります。また、身近なルールを継続して守らせるようにして自己の感情や欲求をコントロールする指導があります。

これらのほかにも、社会的技能や対人関係にかかわる困難を改善・克服するための指導として、ソーシャルスキルトレーニングがあります。その際には、グループ指導

を活用することも有効です。

さらに、障害の理解を図り、自分が得意なこと・不得意なことを子供に自覚させる指導も大切です。

④ 教科の補充指導の具体的内容

不注意や衝動性、多動性の状態等に即して、教科の補充指導が必要になります。例えば、漢字の学習においては、漢字の偏（へん）や旁（つくり）に注目して、細かな部分を比べさせ、違いを意識させる指導、また、算数・数学等の学習においては意味理解に配慮して文章題を解かせる指導等があります。

なお、LDの子供と同様に、手先が不器用な場合には、楽器演奏や絵画制作、運動機能等に関して、主体的な活動を促すための補充指導等も考えられます。

⑤ 教室の環境の整備等

ADHDの子供が落ち着いて、安心して快適に過ごす中で学習に集中できるような環境が必要です。そのために、教室内の色調、照明に配慮すること、外部からの話し声や音等の聴覚的な刺激や、教室内の掲示物等の視覚的な刺激を抑制することなどが重要です。

また、衝動を抑えきれずに行動したり、他者には気にならないことで興奮してしまったりする場合がありますので、照明器具の防護、飛び出し防止等の対策が必要です。教室内又は近くに、外部からの音や視覚的な刺激が制御でき、かつ安全性を十分考慮した、落ち着きを取り戻す空間が確保されていることが必要です。

注意集中などに関する指導は個別に行うことが多いと考えられますが、集団の中で的好ましい行動を身に付けるための指導などは小集団で指導することが効果的だと考えられますので、個別指導の場とグループ指導の場を確保することが望ましいと考えられます。

さらに、隣室との境の壁にマジックミラーなどを設置するなどして、子供に気付かれることなく、指導の様子を見ることができたり、その様子を記録できたりするように工夫することは、通常の学級や家庭において適切な指導や支援を進めるのに役立つでしょう。

必要に応じて整備することが望ましい備品等としては、次のものが考えられます。

- ・ 各種心理検査器具類
- ・ 移動可能な衝立
- ・ 各種タイマー、砂時計、時計類
- ・ 少人数で行うゲーム類

⑥ 特別支援学校のセンター的機能の活用

地域の特別支援学校のセンター的機能を活用し、通級による指導を受ける子供の実態把握やその障害の状態に合わせた指導の在り方、通級指導教室の学習環境や学習内容等についての指導・助言を求めることが有効です。

3 通級による指導の教育課程

(1) 通級による指導の教育課程編成

通級による指導は、小・中学校の通常の学級に在籍している比較的軽度の障害のある子供に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、当該の子供の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態です。ここでいう特別の指導とは、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導のことです。したがって、指導に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、例えば、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」の内容を取り入れるなどして、個々の子供の障害の状態等に応じた具体的な目標や内容を定め、学習活動を行うことになります。また、これに加えて、特に必要があるときは、特別の指導として、子供の障害の状態等に応じて各教科の内容を補充するための指導を一定時間内において行うこともできることになっています。

通級による指導を行う場合には、特別の教育課程によることができ、前述した特別の指導を、小・中学校の教育課程に加え、又は、その一部に替えることができることになっています。

(2) 他校通級を行う場合の教育課程

子供が在籍校以外の小・中学校又は特別支援学校において、特別な指導を受ける場合には、当該の子供が在籍する小・中学校の校長は、これら他校で受けた指導を、特別の教育課程に係る授業時数と見なすことができるようになっています。

なお、このように子供が他校において指導を受ける場合には、当該の子供が在籍する小・中学校の校長は、当該特別の指導を行う学校の校長と十分協議の上、教育課程を編成するとともに、学校間及び担当教師間の連携を密にする必要があります。

(3) 自立活動とは

自立活動は、特別支援学校の教育課程において特別に設けられた指導領域です。自立活動の目標は、特別支援学校の学習指導要領では、「個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。」と示しています。

自立活動の指導は、個々の子供が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動であり、個々の子供の障害の状態や発達の段階等に即して指導を行うことが基本です。そのため、自立活動の指導に当たっては、個々の子供の実態を的確に把握し、個別に指導の目標や具体的内容を定めた個別の指導計画を作成して指導を行います。

また、特別支援学校学習指導要領に示された自立活動の内容は、個々の子供に設定される具体的な指導内容の要素となるものであり、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素で構成されています。それらの代表的な要素である26項目を「健康の保持」「心理的な安定」「人間関係の形成」「環境の把握」「身体の動き」「コミュニケーション」の六つの区分に分類・整理したものです。

自立活動の内容

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 健康の保持<ol style="list-style-type: none">(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること(2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること(3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること(4) 健康状態の維持・改善に関すること2 心理的な安定<ol style="list-style-type: none">(1) 情緒の安定に関すること(2) 状況の理解と変化への対応に関すること(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること3 人間関係の形成<ol style="list-style-type: none">(1) 他者とのかかわりの基礎に関すること(2) 他者の意図や感情の理解に関すること(3) 自己の理解と行動の調整に関すること(4) 集団への参加の基礎に関すること4 環境の把握<ol style="list-style-type: none">(1) 保有する感覚の活用に関すること(2) 感覚や認知の特性への対応に関すること(3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること5 身体の動き<ol style="list-style-type: none">(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること(2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること(3) 日常生活に必要な基本動作に関すること(4) 身体の移動能力に関すること(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること6 コミュニケーション<ol style="list-style-type: none">(1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること(2) 言語の受容と表出に関すること(3) 言語の形成と活用に関すること(4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること(5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること |
|--|

4 指導計画及び指導要録等

(1) 個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成

通級による指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服することが主たる目的であり、基本的にはそのための特別な指導が中心となることから、子供一人一人の障害の状態や発達の段階等に即した指導目標の設定や指導内容・方法の工夫などの配慮が必要です。このため、個別の指導計画を作成し、子供一人一人の指導目標や指導内容・方法を明確化することは、個に応じたきめ細かな指導を行う上で大変有効です。

個別の教育支援計画は、学校生活だけでなく、家庭や地域でも生活も含めて、障害のある子供一人一人の生活を総合的にとらえて実態やニーズを明らかにし、それに応じて、教育、福祉、医療、労働等の関係機関が連携協力して支援を行うための計画です。そのため、個別の指導計画が指導目標や指導内容・方法を示すものであるのに対し、個別の教育支援計画は一人一人のニーズに対し、教育、福祉、医療、労働等の様々な側面から生活全般にわたって必要な支援の目標や内容等が示されます。よって、通級による指導において個別の教育支援計画を活用することは、適切な指導及び必要な支援を行う上で有効であると同時に、通常の学級における指導を含めて学校生活全般において、必要に応じて個別の教育支援計画を踏まえた適切な支援が行われることが望まれます。

個別の教育支援計画は学校が中心となって、関係機関等と連携して作成しますが、保護者も重要な支援者の一人として、作成・実施・評価の協議に参画し、その意見を十分に反映させ、本人・保護者のニーズを踏まえた支援を実施することが大切です。このためには、まずは本人・保護者に個別の教育支援計画の作成の趣旨や手続きを十分に説明するとともに、卒業後は進学先の学校や他機関に引き継がれることについても理解を求める必要があります。

また、個別の教育支援計画の作成に当たっては、個人情報の取扱いについて十分な配慮が必要であり、その取扱いについては、本人・保護者の了解が不可欠であるとともに、情報を共有する関係機関の範囲等について、取り決めておくことが必要です。

(2) 指導要録の記載

指導要録に記載する事項等については「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成 22 年 5 月 11 日付 22 文科初第 1 号）に示されています。

この通知によれば、小・中学校については指導に関する記録の〔総合所見及び指導上参考となる諸事項〕において「通級による指導を受けている児童生徒については、通級による指導を受けた学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導の内容や結果等を記入する」とされています。

また、このことは、「障害のある児童生徒等に関する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成 25 年 10 月 4 日 25 文科初第 756 号）の中で「留意事項」の一つとしても示されています。

さらにこの通知においては、在籍校とは異なる学校において通級による指導を受けている子供の場合について、「他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校

においては、適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること」と示されていることを踏まえ、通級による指導の記録を作成する必要があります。

当該指導の記録については、子供の在籍校が作成する指導要録の参考となることを踏まえ、指導要録の記載に準じて作成することが考えられます。

5 通級指導教室の運営

(1) 通級による指導の基本方針

通級による指導の対象となる子供の障害による困難の改善・克服を図るためには、一人一人の障害の状態等に応じた対応が求められ、画一的な指導内容の選択や指導方法は好ましくありません。このため、通級による指導を担当する教員と当該の子供が在籍する学級の担任が連携協力しながら、一人一人の実態に即した個別の指導計画を作成し、計画的に指導を行い、着実に障害の状態の改善・克服を図ることが重要です。

また、障害のある子供は、学校生活の中の様々な環境に対して不適応を起こしていることがあります。このことから、通級による指導の際はもとより、通級による指導を担当する教員と通常の学級の担任とが綿密に連携しながら、校内及び校外の関係者の間で子供の様子や変容の情報を共有しておくことが重要です。子供の全体像を的確に把握し、本人の自己実現が図られるような指導体制の整備を図っていくことが大切です。

その際には、特別支援教育に関する校内委員会や特別支援教育コーディネーターの活用も有効です。

(2) 通常の学級との連携

小学校及び中学校の学習指導要領においては、「特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと」と示されています。

通級による指導の成果を十分に生かしていくためには、子供が、大半の時間、指導を受けている通常の学級においても、学級担任が子供の障害の状態等について正しい理解と認識を持ちながら、指導上配慮していく必要があります。そのためには、通級による指導を担当する教員が、通常の学級の担任に対してそのための情報提供や助言を行ったり、また、個々の子供の实態に応じた指導を行うため、通級による指導を担当する教員が中心となって、関係者の協力を得てケース会議を開催したりすることが必要になります。また、他校通級の場合には、通級による指導を担当する教員が、定期的に在籍校を訪問することも必要になります。

このような情報提供や助言、学校訪問などの活動は、通級による指導を効果的に行うために必要不可欠なものであり、「通級指導教室」を置く学校においては、これらの職務を通級による指導を担当する教員の重要な職務の一環として位置付ける必要があります。

(3) 学校経営における「通級指導教室」の位置付け

学校経営の中に「通級指導教室」を位置付けるために留意すべき事項は、以下のことが考えられます。

① 学校教育の具体目標の中に位置付けること

学校教育目標の中に特別支援教育の充実に関する一項目があることが望めます。なぜなら、これを受けて「通級指導教室」の目標設定が行われていくものだからです。さらに、その年度の学校経営方針の中に障害のある子供の教育について示されていることによって、「通級指導教室」の位置付けがより明確になります。

② 校務分掌に位置付けること

「通級指導教室」は学校の中に設置された一教室であり、その円滑な運営を図るため、校務分掌に位置付け、通常の学級との連携を十分に図る必要があります。

③ 障害のある子供に関する理解啓発を図ること

通級による指導の対象の子供の障害の状態や行動の理解の方法、望ましい接し方などについて、継続的に理解啓発を図ることが必要でしょう。

通常の学級の担任に対しては、生徒指導部会、教育相談の校内研修会、事例検討会等を通じて理解啓発を進める必要があります。

また、通常の学級の子供に対しても、学校全体の教育活動を通して理解啓発を進める必要があります。

さらに、学校PTAの中の研修活動の一つとして位置付け、研修や講演会の開催等を行うことも考えられます。

(4) 通級による指導を受けることによって通常の学級での授業が受けられない場合の対応

通級による指導を受ける場合、通常の学級の授業の一部を抜けて「通級指導教室」などの特別な場において指導を受けることがあります。そうすると、その時間に行っている通常の学級における学習ができなくなってしまうことが考えられます。

そういった場合には、特定の教科の学習に遅れが生じる恐れがありますから、極力これをなくす工夫が必要です。具体的には、その部分の学習を家庭で行うことができるよう宿題や課題を出したり、必要があれば、放課後などに補充的な指導を行ったりすることが考えられます。そのためにも、通級による指導を受けるために通常の学級の授業の一部を抜ける場合には、算数(数学)や英語などの積み上げが必要な学習で、その指導を受けないと内容が分からなくなるような教科を避ける工夫や、家庭学習で補いやすい内容を学習しているときに通級による指導を受けるようにするなど、それぞれの学校や学級での工夫・調整が必要になります。

6 通級担当指導教員

(1) 担当教員の専門性

通級による指導が教育効果を上げるためには、何よりも担当教員の資質が重要となります。なぜなら、通級による指導は、限られた時間の中で1対1の個別指導が中心になり、担当教員は専門的な指導力を強く求められることになるためです。多くの場合、子供が通常の授業の一部に替え、または、放課後等に時間を設定して指導を受けることになりますが、期待された教育効果を上げることができなければ、通級による指導の意義そのものを問われることになります。

したがって、通級指導担当教員は、専門的な知識、技能を有するとともに、個々の子供の障害の状態や特性等を的確に把握し、それに応じた指導を行える力量が必要となります。通級指導担当教員を充てる際には、これらの点を十分勘案した上で、適任の者を充てることが大切です。

(2) 担当教員の免許状所有

通級による指導は、小・中学校の通常の学級に在籍している子供に対して、障害の状態等に応じた特別の指導を、小・中学校の教育課程に位置付けて行うものです。したがって、通級による指導を担当する教員には、小学校であれば小学校教諭免許状が、中学校であれば中学校教諭免許状が必要となります。また、通級による指導として各教科の補充指導を行う場合、中学校においては、当該教科の免許状が必要となります。

なお、通級による指導は、子供一人一人の障害の状態に応じた専門的な指導を行うことから、高度の専門性が要求されるので、特別支援学校教諭免許状を所有している教員を充てるなど指導力のある教員をその担当とするなどの配慮が大切です。

(3) 担当教員の研修

通級による指導が教育的効果を上げるためには、何よりも担当教員の専門性・指導力の向上が重要となります。このため、県や市町村においても、それぞれ研修の充実を図っていくことが重要です。

県では、初めて特別支援学級や通級による指導を担当する先生のための研修として、悉皆で、5回にわたって「特別支援学級等新任担当教員研修会」を開催しています。

平成28年度の主な内容は、

- ア 特別支援教育の教育課程の講義と教育課程の実践についての協議
 - イ 先輩教員の授業参観と障害に応じた指導の実践の協議
 - ウ 実態把握から個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成と活用の講義・協議
 - エ 特別支援学校の見学、障害種別に応じた指導と障害のある子供の就学及び教育相談の講義・協議
 - オ 勤務校での学級運営及び障害の状態に応じた指導の実践の事例研究
- です。

2年目以降は、総合教育センターが開催する、「特別支援教育講座（基礎から学ぶ自立活動実践コース、子供の特性が分かり支援に行かせるアセスメントコース、読み書き支援コース）」「発達障害教育研修会～気になる子供の理解と対応～」 「特別支援学校に学ぶ体験型研修」等の希望研修を活用したり、地域の特別支援学校で開催される研修会に積極的に参加しましょう。平成28年度より教育事務所に配置される「小中学校巡回指導員」を要請し、指導助言を受けながら専門性を高めていくことが有効です。

また、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所では、インターネットによる講義配信を行っているほか、研究成果に基づいたマニュアル等を発行しており、これらを活用することも有効です。平成20年4月から同研究所に発達障害教育情報センターを設置し、発達障害のある子供の理解・支援・指導等、教員向けの研修講義コンテンツなどの情報を提供しています。

さらに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所や総合教育センターへの内地留学の制度もあります。

なお、県では、特別支援学校教員免許状取得のための認定講習も実施しており、これを活用すると、比較的短い期間で特別支援学校教員免許状を取得することが可能です。

（４） 担当する障害種別

通級による指導を担当する教員は、基本的には、一つの障害の種別に該当する子供を指導することとなりますが、近年の障害の多様化を踏まえ、当該教員の専門性や指導方法の類似性、個々の子供の障害などに応じて、通級による指導として教育上効果的な指導が実施できる場合には、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する子供を指導することができます。例えば、発音指導についての言語障害と難聴、あるいはコミュニケーション上の指導についてのLDとADHDの関係のように、比較的指導内容等が類似しており、その双方について指導できる専門性を有する教員がいるような特別な場合は、一人の教員が二つ以上の障害種について通級による指導を担当することができます。

7 通級による指導が必要な子供であるかどうかの判断

通級による指導の対象とすることが適当な子供の判断については、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号）において以下のように示されています。

特別支援学校施行規則第 140 条及び第 141 条の規定に基づき通級による指導を行う場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

上記を踏まえ、通級による指導が必要かどうかは、基本的には、当該の子供について特別の教育課程を編成するかどうかの判断であることから、教育課程の編成権限を有する在籍校の校長が行うことになります。

その際、通級による指導を行うかどうかの判断に当たっては、子供の障害の状態のみでなく、どこで学校で通級による指導を実施するか、当該学校までの通学に要する時間はどの程度かなどを総合的に考慮する必要があるとあり、設置者である市町村の教育委員会とも十分に連携を図ることが重要になります。また、障害のある子供の教育については、専門的な調査検討が求められることから、市町村が設置する教育支援委員会の意見等も十分に考慮する必要があります。

通級による指導を行う必要がなくなった時の判断についても、同様に市町村の教育委員会やその設置する教育支援委員会等と十分に連携して、子供の在籍校の校長が行うことになります。また、他校通級の場合には、その判断に当たって、通級による指導を行っている学校の校長の意見を踏まえることも、その判断の適正を期するために必要となります。

8 特別支援学校における通級による指導

(1) 通級による指導を行っている特別支援学校

富山県においては、小・中学校の通常の学級に在籍する、弱視の子供に対する通級による指導を富山視覚総合支援学校で、難聴の子供に対する通級による指導を富山聴覚総合支援学校と高岡聴覚総合支援学校で行っています。

(2) 特別支援学校において通級による指導を開始するときの手続き

① 在学小・中学校と通級による指導を行う特別支援学校間の協議

特別支援学校で通級による指導を受ける場合は、まず、在学小・中学校（以下「在学学校」）の校内教育支援委員会等において、通級による指導を受けることが適当であると判断されたものであることが前提となります。

また、該当の子供が、通級による指導を受ける特別支援学校（以下「実施校」）での教育相談を受けており、事前に実施校と協議がなされ、実施校と保護者の同意が得られていることも必要です。

特別支援学校で通級による指導を行う場合も、特別な教育課程を編成して指導を行うこととなりますから、指導を受ける時間数や時間帯、指導の内容等についても事前に相談しておくことが大切です。

② 在学学校から市町村教育委員会への通知

在学学校の校長は、通級による指導を受ける子供の氏名等について、「通級による指導を受ける児童生徒について（通知）様式38」で市町村教育委員会へ通知します。

③ 市町村教育委員会から県教育委員会への通知

市町村教育委員会は、市町村教育委員会等の意見を聴取し、通級による指導を受けることが適当と認めるときは、当該の子供の氏名等について、「通級による指導を受ける児童生徒について（通知）様式39」に「様式38」の写しを添付して、県教育委員会に通知します。

④ 県教育委員会から実施校への通知

県教育委員会は、その旨を「通級による指導を受ける児童生徒について（通知）様式40」に「様式39」の写しを添付して、実施校に通知します。

⑤ 実施校と在学学校通級間における指導の実施に関する協議

実施校の校長は、様式40の通知を受けたとき、当該の子供に係る教育課程の編成（指導内容及び指導時間数等）について、在学学校の校長と協議します。

⑥ 実施校から県教育委員会への通知

実施校の校長は、⑤の協議が終了したときは、実施校における指導内容及び指導時間等を県教育委員会に「様式41」で報告します。

⑦ 県教育委員会から市町村教育委員会への通知

県教育委員会は「様式４２」で市町村教育委員会に通知します。

⑧ 市町村教育委員会から在学期への報告

市町村教育委員会は、市町村の様式に「様式４２」の写しを付けて、在学期に報告します。

⑨ 在学期から保護者への連絡

在学期は、通知の写しなどにより、保護者に通級による指導を受ける日時等について知らせます。

(3) 特別支援学校における通級による指導を終了するときの手続き

① 在学期と実施校間の協議

通級による指導を終了する場合は、在学期の校内教育支援委員会等において、通級による指導を受ける必要がなくなったと判断されたものであることが前提となります。また、事前に実施校と協議がなされ、実施校と保護者の同意が得られていることも必要です。

② 在学期から市町村教育委員会への通知

在学期の校長は、通級による指導を受ける必要がなくなった子供の氏名等を「通級による指導を受ける児童生徒でなくなった者について（通知）様式４３」で市町村教育委員会へ通知します。

③ 市町村教育委員会から県教育委員会及び在学期への通知

市町村教育委員会は、通級による指導を受ける必要がなくなったと認めるときは、当該の子供の氏名等について「通級による指導を受ける児童生徒でなくなった者について（通知）様式４４」に「様式４３」の写しを添付して、富山県教育委員会に通知します。

また「通級による指導の終了について（通知）様式４５」で在学期に通知します。

④ 在学期から保護者への連絡

在学期は、通知の写しなどにより、保護者に通級による指導が終了したことについて知らせます。

⑤ 県教育委員会から実施校への通知

県教育委員会は、その旨を「通級による指導を受ける児童生徒でなくなった者について（通知）様式４６」に「様式４４」の写しを添付して、実施校に通知します。

9 通級による指導に関するQ & A

Q 1 : 通級による指導は個別指導になるのですか。グループ指導があるとすればどのような内容ですか？

A : 通級による指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服することが主たる目的であり、基本的には、これを目的とする特別の指導が中心となりますが、子供の障害の状態に応じ、教科の指導を補充的に行うことも考えられます。このため、指導方法としては、個別指導を中心とし、必要に応じてグループ指導を組み合わせることが適当です。

例えば、弱視の子供についてみると、視覚補助具の活用などの指導については、個別指導を行いながら、社会科の地図の見方に関する指導などの教科の補充的な指導についてはグループ指導を行うといった指導方法の工夫が一般的です。

また、LDやADHDのある子供は、ソーシャルスキル、コミュニケーション能力、対人関係等について課題がある場合もあり、その際には、個別指導とグループ指導を適宜組み合わせて行うことが効果的でしょう。

Q 2 : 同じ時間帯に同じ場所で異なる障害種の二人以上の子供を指導することはできますか？

A : 指導方法の類似性が認められ、二つ以上の障害種において指導を行う専門性を有する教員がいる場合は、複数障害に対応することはできます。

同じ時間帯に異なる障害のある子供を指導することが可能かどうかについては、例えば、LDとADHDの子供にコミュニケーション能力の改善を図るためのグループ指導、言語障害とLDの子供に発音などの言語能力の改善を図るためのグループ指導など、複数の人数で指導を行った方が教育上効果的であると認められる場合には、このようなグループ指導を行うことは可能です。ただし、同じ時間に同じ場所で複数の障害種の二人以上の子供を指導する場合というのは、あくまでも教育上効果的な指導を実施できるケースに限られます。

Q 3 : 通級による指導を放課後に行っても差し支えありませんか？

A : 通級による指導は、通常の学級の授業の一部に替えて通級による指導を受ける場合と、通常の学級の授業に加えて放課後等に通級による指導を受ける場合が考えられます。自校で通級による指導を受ける場合は、移動時間が少なく、また、教員間の連絡が容易なため、通常の学級の授業の一部に替えて指導を受けることが可能ですが、他校で通級の指導を受ける場合は、移動等の関係で放課後等に指導を受けることがどうしても多くなると考えられます。

指導時間や時間帯については、学校や地域、子供の実態、指導内容等を勘案しながら適切に判断されることとなりますが、あまり時間帯が偏ったり、子供の負担が過重になったりしないよう十分な配慮が必要です。

Q 4：特別支援学校や特別支援学級に通っている子供は、通級による指導を受けることはできますか？

A： 通級による指導は、あくまで通常の学級に在籍し一部特別な指導を必要とする子供を対象として、障害の状態に応じ、週に数回程度特別の指導を実施するものです。従って、特別支援学校や特別支援学級に在籍する子供は通級による指導の対象ではありません。在籍する特別支援学校や特別支援学級において適切な指導が行われることが重要です。

Q 5：知的障害特別支援学級に在籍する子供で言語障害を伴っている場合があります。この子供が言語障害の通級指導教室に通うことはできますか？

A： 通級による指導は、あくまで通常の学級に在籍し一部特別な指導を必要とする子供を対象として、障害の状態に応じ、週に数回程度特別の指導を実施するものであり、特別支援学級に在籍する子供はこの制度が予定する対象の子供ではありません。

また、一般的に、知的障害のある子供の言語発達の遅れは、知的発達の遅れによると認められることから、それに熟知した専門性のある教員の配置された知的障害特別支援学級で指導することが望ましいといえます。

Q 6：知的障害のある子供を通級による指導の対象としていないのはなぜですか？

A： 知的障害については、障害の特性や発達状態に応じた特別の教育課程や指導法により比較的多くの時間、特別支援学級において指導することが効果的であり、ほとんどの時間、通常の学級で通常の授業を受けながら通級するという教育形態は効果的でなく、原則として、知的障害特別支援学級ないしは特別支援学校で指導することが適切です。

知的障害特別支援学級では、その知的発達の遅れなどを考慮して、例えば、知的障害特別支援学校の各教科を取り入れた特別の教育課程を編成するなど、特別支援学級において日々の生活に結び付いた指導を行うことが適当であることから、通級による指導の対象とはなっていません。

Q 7：通級による指導の対象として「通常の学級での学習におおむね参加できる」とはどのような状態ですか？

A： 通級による指導を受ける子供は、通常の学級に籍を置いて、その障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服のための指導を受けることになります。したがって、通常での学級の授業に参加していることが前提になります。その意味で、「通常の学級での学習におおむね参加できる」ことが要求されるわけです。

この場合、どの程度「参加できる」のかについては、一般的に考えて、他の子供と同じように授業を受け、理解することが可能であり、ついていくことができるものと考えたらよいでしょう。もし、その障害により通常の学習に参加できない場合には、より多くの時間をその障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服にかけなければならない、その分通常の学習に参加できないということになります。その場合には、特別支援学級での教育が適当であると考えられます。

「通常の学級での学習におおむね参加できる」ということは、障害のない他の子供と同じように、その学級での学習をほぼ支障なく行っていくことができるもの、と考えてよいでしょう。

Q 8：重度な障害のある子供が通常の学級に在籍している場合に、通級による指導を受けることはできますか？

A： 通級による指導とは、小・中学校の通常の学級に在籍し、一部特別な指導を必要とする障害のある子供に対して、各教科等の指導の大部分を通常の学級で行いつつ、障害に応じた特別な指導を行うという教育の一形態です。

通級による指導の対象とすることが適当な子供の障害の程度については、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号）により明らかにされており、障害のない他の子供と同じように、その学級での学習をほぼ支障なく行っていくことができる子供を対象としています。

Q 9：学習が遅れ気味の子供が通級による指導を受け、苦手な教科の補充を行うことはできますか？

A： 通級による指導の障害の種類及び程度は、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号）で示されており、単なる学習の遅れがあるだけでは、通級の指導の対象とはなりません。

Q10：通級を受ける子供の実態に応じては、自立活動を中心とした指導を行わずに、各教科等の補充指導だけを行うことはできますか？

A： 通級による指導では、特別な教育課程を編成して指導を行うことになりますが、この特別な教育課程において行う指導は、次のような二つの指導です。

一つが、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導は、すなわち特別支援学校における自立活動に相当する内容を有する指導です。指導に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に規定する自立活動の目標や内容を参考に学習活動を行うことになります。

もう一つが、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導です。

ここにいう各教科の補充指導とは、障害の状態に応じた特別の補充指導であって、単なる教科の遅れを補充するための指導ではありません。例えば言語障害の場合、その障害があるため遅れをきたしている国語の指導を行うのが「各教科の補充指導」であり、それとは直接関係のない算数の遅れに対する指導を行うことは、これに該当しません。

通級による指導においては、自立活動の内容に相当する内容の指導を行うことが基本となり、障害に基づき特に必要がある場合には、自立活動の内容に加えて各教科の内容を補充するための指導を実施することになります。

Q11： 学年の途中で通級による指導が適当だと思われる子供が現れた場合、どのようにすればよいですか？

A： 障害のある子供に対しては、その障害の状態等に応じた適切な教育の場が選択されることが大切です。それが学年の途中であっても例外ではありません。市町村が設置する教育支援委員会等の意見を十分聞いた上で、当該の子供にとって通級による指導が適切であると判断されれば、できる限り通級による指導が受けられるようにする必要があると考えられます。ただしその際、当該の子供の在籍している学校又は近隣の学校に「通級指導教室」が設置されているかどうかにも十分配慮する必要があります。

また、通級による指導は、通常の学級の授業の一部に替えるなどして、障害に応じた特別の指導を行うものであることから、特に保護者の理解と信頼を得ることが必要となります。従って、通級による指導の実施に当たっては、家庭との連携に努める必要があります。

10 県教育委員会への提出資料

(1) 通級指導教室の開設・閉鎖

① 通級指導教室を開設する場合

来年度の開設に向け、小・中学校長は、早めに、市町村教育委員会に開設の希望と対象児の情報を伝えます。

開設を希望する小・中学校は、通級指導教室の開設に係る事前資料を作成し、市町村教育委員会に提出します。市町村教育委員会は教育事務所を通じて県立学校課へ提出します。（10月中旬頃まで）

ア 小・中学校は、〔様式32〕で市町村教育委員会へ申請します。（3月頃）

イ 市町村教育委員会は、校長と協議の上、開設が必要と判断するときは〔様式33〕に〔様式32〕及び〔基礎資料〕を添付して、教育事務所へ提出します。

ウ 当該教育事務所は、〔様式34〕により通級指導教室開設の協議〔様式33〕を県教育委員会教育長へ進達します。

<注意> 年度途中の開設は行いません。

② 通級指導教室を閉鎖する場合

通級指導教室を設置する小・中学校は、早めに、市町村教育委員会に来年度の閉鎖の見込みを伝えます。

ア 通級指導教室を設置する小・中学校の校長は、〔様式35〕で市町村教育委員会へ通級指導教室閉鎖願いを提出します。

イ 市町村教育委員会は、校長と協議の上、閉鎖がやむを得ないときは〔様式36〕に〔様式35〕の写しを添付して、当該教育事務所へ提出します。

ウ 当該教育事務所長は、〔様式37〕で通級指導教室閉鎖の副申があった旨を県教育委員会教育長へ進達します。

<①開設に関する書類>

[様式 3 2]

第 号
年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長 殿

(市町村) 立 学校
校長 印

通級指導教室の開設について (申請)

このことについて、 年度より別添の通級指導教室開設に係る基礎資料のとおり
(障害種別) 通級指導教室の開設を申請します。

<別添基礎資料>

年 月 日

通級指導教室開設に係る基礎資料

(市町村) 立 学校
校長 印

① 対象児童生徒

学年	ふ り が な 氏 名	性別	保護者名	住 所	在 学 校 名

(実態は別紙)

② 通級指導教室配置予定図 (学校校舎平面図)

③ 通級指導教室開設予定教室平面図

(別紙) 年度通級指導教室通級予定児童又は生徒一覧

NO	ふ り が な 児童生徒(性別)	学年	障害の状況 (個別の諸検査)	学習状況	行動特性	保護者の意見	在 籍 学校名

※ 個別の諸検査は保護者の了解を得て実施すること

[様式 3 3]

第 号
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

(市町村) 教育委員会教育長 印

通級指導教室の開設について (協議)

このことについて、下記のとおり通級指導教室の開設を協議します。

記

- 1 申請事項 (障害種別) 通級指導教室 1 教室
- 2 開設場所 立 学校 (本務校、兼務校)
- 3 開設年月日 年 月 日
- 4 開設理由 立 学校に、学校教育法施行規則第 1 4 0 条及び第 1 4 1 条に基づき「障害のある児童生徒の早期からの一貫した支援について (通知)」 (平成 2 5 年 1 0 月 4 日付け 2 5 文科初第 7 5 6 号) に示された通級による指導を受けることが適当である児童生徒である。
- 5 添付書類 「通級指導教室開設に係る基礎資料」
 - (1) 対象児童生徒…実態は別紙
 - (2) 通級指導教室配置予定図
 - (3) 通級指導教室開設予定教室平面図

[様式 3 4]

第 号
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

〇〇教育事務所長 印

立 学校 (障害種別) 通級指導教室の開設について (進達)

このことについて、(市町村) 教育委員会から、別紙のとおり協議がありました。

<②閉鎖に関する書類>

[様式 3 5]

第 号
年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長 殿

(市町村) 立 学校
校長 印

通級指導教室閉鎖願

このことについて、当該教室の設置が困難になりましたので、閉鎖を許可下さるようお願いいたします。

記

- 1 閉鎖予定年度 年度から当分の間
- 2 現在指導を受けて (障害種別) 通級指導教室
いる児童生徒数 学年 名、 学年 名
- 3 閉鎖の事由
- 4 閉鎖の経緯 別添の校内教育支援委員会記録(写) 参照

※ 閉鎖の事由については、通級による指導該当児童生徒数、教育相談の経緯、今後の見通し等を記述する。

[様式 3 6]

第 号
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

(市町村) 教育委員会教育長 印

〇〇立〇〇学校(障害種別) 通級指導教室の閉鎖について(副申)

このことについて、〇〇学校長より別添の通級指導教室閉鎖願が提出されました。
(市町村) 教育委員会としては、教育支援委員会等において存続を検討してまいりましたが、閉鎖もやむを得ない状況であることを申し添えます。

[様式 3 7]

第 号
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

〇〇教育事務所長 印

管内小・中学校の通級指導教室の閉鎖について(進達)

このことについて、(市町村) 教育委員会から、別紙のとおり下記の通級指導教室を 年度から当分の間、閉鎖するとの副申がありました。

記

学校名 (障害種別) 通級指導教室

<通級による指導の実施に関する書類>

[様式38]

第 号
年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長 殿

(市町村) 立 学校
校長 印

通級による指導を受ける児童生徒について (通知)

下記の児童生徒は、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」(平成25年10月4日付け25文科初第756号)に示された通級による指導を受けることが適当な児童生徒に該当しますので、氏名等を下記のとおり通知します。

記

番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	学年 性別	住 所	保護者名	障害の状態	実施校

[様式39]

第 号
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

(市町村) 教育委員会教育長 印

通級による指導を受ける児童生徒について (通知)

下記の児童生徒は、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」(平成25年10月4日付け25文科初第756号)に示された通級による指導を受けることが適当な児童生徒に該当しますので、氏名等を下記のとおり通知します。

記

番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	在学名	学年 性別	住 所	保護者名	障害の状態	実施校

[様式40]

第 号
年 月 日

県立(実施校) 学校長 殿

富山県教育委員会教育長 印

通級による指導を受ける児童生徒について (通知)

このことについて、(市町村) 教育委員会より、別添(写)のとおり通知がありました。

ついては、下記の児童生徒は、貴校での通級による指導を受けることが適当と判断しますので、当該児童生徒氏名及び在学学校等を下記のとおり通知します。

記

番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	在 学 校 名	学年 性別	住 所	保 護 者 名

[様式4 1]

第 号
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

県立（実施校）学校長 印

通級による指導について（報告）
このことについて、下記のとおり報告します。
記

ふ 児 童 生 徒 氏 名							
在 学 校 名 ・ 学 年 ・ 性 別	立		学 校		年		男 ・ 女
保 護 者 氏 名							
住 所							
指 導 開 始 年 月 日	年		月		日		
通級による指導を受ける 曜 日 及 び 時 間	曜日	時	分～	時	分	指導時間	時間
	曜日	時	分～	時	分	指導時間	時間
	曜日	時	分～	時	分	指導時間	時間
指 導 内 容							

[様式4 2]

第 号
年 月 日

（市町村）教育委員会教育長 殿

富山県教育委員会教育長 印

通級による指導について（通知）
下記のとおり、通級による指導を実施する旨通知します。
記

ふ 児 童 生 徒 氏 名							
在 学 校 名 ・ 学 年 ・ 性 別	立		学 校		年		男 ・ 女
保 護 者 氏 名							
住 所							
通級による指導を受ける 学 校	県立		学 校				
指 導 開 始 年 月 日	年		月		日		
通級による指導を受ける 曜 日 及 び 時 間	曜日	時	分～	時	分	指導時間	時間
	曜日	時	分～	時	分	指導時間	時間
	曜日	時	分～	時	分	指導時間	時間
指 導 内 容							

[様式 4 3]

第 号
年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長 殿

(市町村) 立 学校
校長



通級による指導を受ける児童生徒でなくなった者について（通知）

下記の児童生徒は、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号）に示された通級による指導を受けることが適当な児童生徒に該当しなくなったので、氏名等を下記の通り通知します。

記

番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	性別	学年	住 所	保護者名	実 施 校 (指 導 終 了 日)
						年 月 日

[様式 4 4]

第 号
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

(市町村) 教育委員会教育長



通級による指導を受ける児童生徒でなくなった者について（通知）

下記の児童生徒は、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号）に示された通級による指導を受けることが適当な児童生徒に該当しなくなったので、氏名等を下記のとおり通知します。

記

番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	在 学 校 名	学年 性別	住 所	保護者名	実 施 校 (指 導 終 了 日)
						年 月 日

[様式45]

第 号
年 月 日

(在学校) 校長 殿

(市町村) 教育委員会 印

通級による指導の終了について (通知)

下記の児童生徒は、通級による指導が終了したので通知します。

記

ふ り が な 児 童 生 徒 氏 名	
在 学 校 名 ・ 学 年 ・ 性 別	立 学校 年 男 ・ 女
保 護 者 氏 名	
住 所	
通 級 を 受 け て い た 学 校	立 学校
通 級 に よ る 指 導 の 終 了 日	年 月 日

[様式46]

第 号
年 月 日

県立 (通級指導) 学校長 殿

富山県教育委員会教育長 印

通級による指導を受ける児童生徒でなくなった者について (通知)

このことについて、(市町村) 教育委員会教育長より別添 (写) のとおり通知があったので、通知します。

(2) 通級指導教室の実態調査

全ての通級指導教室設置小・中学校は、各通級指導教室の5月1日現在の実態調査を作成します。複数の通級指導教室が設置されている場合は、教室ごとに作成します。

平成28年度の様式と記入例を示しますが、様式や内容については変更することがありますので、毎年 of 要項で確認してください。

(3) 中学校特別支援学級在籍生及び通級の進路状況調査

全ての通級指導教室設置中学校は、通級指導教室の当年度卒業生の3月31日現在の進路状況調査を作成します。

平成28年度の様式と記入例を示しますが、様式や内容については変更することがありますので、毎年 of 要項で確認してください。

平成28年度 通級指導教室の実態調査

1 通級指導教室の種類等

学 校 名	通 級 指 導 教 室 の 種 別	通級指導教室の設置年度
	言語障害 ・ 情緒障害 ・ 学習障害	平 成 年度設置

2 通級指導担当者の氏名・担当授業時数等

氏 名		週当たりの総担当授業時数		経 験 年 数					
		教職計		通級指導教室				特別支援 学校	特別支援 教育 計
				言語障害		情緒障害			
				()		()		()	
特別支援学校教諭免許状の保有				特別支援学級					
(有 ・ 無)				知的 肢体 病弱 弱視 難聴 言語 自・情					
障害種別 (視・聴・知・肢・病)				() () () () () () ()					
兼務校の有無 有 ・ 無		本務校名		学校別の	学校名	学校		学校	
		学校		授業時数	時 数				

3 通級指導教室の授業状況

	月	火	水	木	金
1					
2					
3					
4					
5					
6					
放課後					

4 通級児童生徒

No.	性別	学年	通級開始 学年	障 害 の 程 度 等		通 級 指 導 時 数			在 籍 校
				主 な 状 態	主障害	自 立 活 動	自立活動に加えて行う教科補充	合計	
①									
②									
③									
④									
⑤									
⑥									
⑦									
⑧									
⑨									
⑩									

・1教室について1葉とする（兼務校の通級指導教室もそれぞれ1葉作成する）

平成28年度 通級指導教室の実態調査

1 通級指導教室の種類等

学 校 名	通 級 指 導 教 室 の 種 別	通級指導教室の設置年度
〇〇〇立 〇〇〇〇小学校	言語障害 ・ 情緒障害 ・ 学習障害	平成 年度設置

該当する種別に、1つだけ○を付ける。

経験年数はH28.3.31現在。昨年度提出のものと照合するなど正確に記入。

通級指導教室担当及び特別支援学級並びに特別支援学校の経験年数を、合算して記入。

2 通級指導担当者の氏名・担当授業時数等

氏 名	通 当 た り の 総 担 当 授 業 時 数	経 験 年 数							
担当教員の総担当授業時数 （本務校・兼務校の合計）を 記入。通常の学級の授業を担当 する場合は、（ ）を設け、 内数として記入する。	教職計	通級指導教室						特別支援 学校	特別支援 教育 計
		言語障害	情緒障害	学習障害					
		()	()	()					
特別支援学校教諭免許状の保有 (有 ・ 無)		特別支援学級 知的 肢体 病弱 弱視 難聴 言語 自・情 () () () () () () ()							
兼務校の有無 有 ・ 無	本務校名 学校	学校別の 授業時数	学校名 時 数	学校	学校	学校	学校	学校	学校

該当するところに○を付け、「有」の場合は各校別の授業時数欄に、学校名及び担当時数を記入。

該当するところに○を付ける。

3 通級指導教室の授業状況

	月	火	水	木	金
1					
2					
3					
4					
5					
6					
放課後					

「4 通級指導児童生徒」のNo.を、該当する曜日・校時欄に記入。

- ・障害に基づく学習上・生活上の困難の具体を記入。
- ・障害名・病名は、病院や医師の診断を受けることができる専門機関（専門家チーム、発達障害者支援センター、児童相談所）による判断や診断がある場合のみ記入。
- ・知的な遅れによる困難や学習の遅れは、通級による指導の対象でないことに注意。

・学校が判断している主障害をアルファベットで記入。
 言語…A、自閉…B、情緒…C、
 弱視…D、LD…F、ADHD…G
 肢体不自由…H、病弱…I

4 通級児童生徒

No.	性別	学年	通級開始 学年	障 害 の 程 度 等		通 級 指 導 時 数			在 籍 校
				主 な 状 態	主障害	自立活動	自立活動に加えて行う教科補充	合計	
①	男	2	1	LD 鏡文字を書いたり、漢字のへんとつくりを逆に書いたりする。	F	1	1	2	〇〇小学校
②									

- ・通級による指導では、自立活動の内容の指導を行うことが基本。（自立活動の指導時間を必ず設けること）
- ・特に必要がある場合には、自立活動に加えて、障害に応じた各教科の内容を補充する指導を行うことができる。
 ※ 通級による指導は、単なる教科の遅れを補充するための指導ではない。通級による指導において、自立活動の内容の指導を行わず、教科の補充のみを行うことはできないことに注意する。また、中学校で教科の補充を行う場合は、指導者が該当の教科の免許状を保有している必要があることに注意する。

平成27年度中学校特別支援学級在籍生徒及び通級による指導を受けていた生徒の進路状況調査

平成28年3月31日現在

() 中学校

【特別支援学級】

特別支援学級の 障害種別	卒業者数	進学者数							就職	在宅者数 (含家事)	施設等 入所者数	進学先高等学校名 特別支援学校名 入所施設名 就職先事業所名 等
		特別支援 学校高等 部	高等学校				各種学校					
			県立		私立							
			全日制	定時制								

※ 複数の特別支援学級が設置されている場合は、学級毎に記入する。

※ 卒業生がいない場合は、卒業者数欄に「0」を記入する。

※ 同じ学校に複数の生徒が進学した場合は、人数を()で記入する。

【通級指導教室】

通級指導教室の 障害種別	卒業者数	進学者数					就職	在宅者数 (含家事)	施設等 入所者数	進学先高等学校名 特別支援学校名 入所施設名 就職先事業所名 等
		特別支援 学校高等 部	高等学校							
			県立	各種学校						
				全日制	定時制	私立				

※ 卒業生がいない場合は、卒業者数欄に「0」を記入する。

※ 通級指導教室が設置されていない場合は、斜線を引く。

※ 同じ学校に複数の生徒が進学した場合は、人数を()で記入する。

引用・参考文献

- パンフレット「特別支援教育」文部科学省（平成 19 年 11 月）
- 小学校学習指導要領解説 総則編（平成 20 年 9 月）
- 中学校学習指導要領解説 総則編（平成 20 年 9 月）
- 特別支援学校学習指導要領解説 総則等編（幼稚部・小学部・中学部）
（平成 21 年 6 月）
- 特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部・高等部）
（平成 21 年 6 月）
- 改訂第 2 版 通級による指導の手引き 解説と Q & A 文部科学省（平成 23 年）
- 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育推進（報告）中央教育審議会初等中等教育分科会
（平成 24 年 7 月）
- 学校教育法施行令の一部改正について（通知）（平成 25 年 9 月）
- 教育支援資料～障害のある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援の充実～
（平成 25 年 10 月）
- 障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）
（平成 25 年 10 月）
- 障害者の権利に関する条約（平成 26 年 2 月）

特別支援学級等担当者の指導用テキスト
(管理職や担任等が基本を学ぶテキスト)

平成 28 年 3 月発行

〒930-8501

富山市新総曲輪 1 番 7 号 (電話 076-431-4111)

発行 富 山 県 教 育 委 員 会
編集 富山県教育委員会 県立学校課